

平成27年知立市議会 3月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成27年3月16日（月） 午前10時

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

杉山 千春	三宅 守人	高木千恵子	永田 起也
稲垣 達雄	佐藤 修	石川 信生	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	成瀬 達美	福祉課長	長谷 嘉之
子ども課長	星野 主税	保険健康部長	加藤 初
長寿介護課長	中村 明広	国保医療課長	正木 徹
健康増進課長	清水 弘一	市民部長	山口 義勝
市民課長	稲垣 利之	経済課長	早川 晋
環境課長	高木 勝		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	島津 博史	議事課長	横井 宏和
議事係	野々山英里		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第1号	第4期知立市障がい福祉計画の策定について	原案可決
議案第10号	知立市立保育所条例及び知立市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例	〃
議案第11号	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例	審査前撤回のため未審査
議案第12号	知立市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第13号	知立市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	〃
議案第14号	知立市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例	〃

開会 午前9時59分

○稲垣委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は6件、すなわち議案第1号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号です。

ここで、議案第11号 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例については、本日付で撤回請求書が議長宛に提出されましたので、本委員会において議題としないこととします。

議案第11号を除く5件、これらの案件を逐次議題とします。

○林市長

今、委員長がおっしゃってくださいましたように、議案第11号につきましては、本日、諸事情により撤回をさせていただきたく存じております。御無礼をいたします。

○稲垣委員長

議案第1号 第4期知立市障がい福祉計画の策定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

第4期知立市障がい福祉計画、本当に中で3年間の間にきちんと進めるといいなというふうに思っ
て見させていただきました。

この内容で読ませていただきまして、12ページの中に、具体的に(3)障がい者施設から一般就労への移行というふうに書かれております。この場合、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の方たちがあるんですけど、それは具体的に考えてみえますのか、含めてを考えてみえますのか、その辺をお知らせください。

○福祉課長

知的障がい、身体障がい、精神障がい、3障がい等を含めて考えております。

○高木委員

一番思いますのは、まず、この市役所の中で働

いてみえる方もおみえになるとは思いますけども、市役所の中では、私たちが見ると、四肢に障がいがある方もおみえになると思うんですけども、そのほかに、例えば聴覚障がいの方とか、その方たちも知立市役所で雇用をされてみえるんでしょうか。

○福祉課長

現在のところ、聴覚障がい者の方は雇用されていないと思います。

○高木委員

いろんな働くところということですので、市役所のほうでも積極的に雇用していただけたらありがたいなというふうに思っております。

これで、国のほうからの方針で、施設から地域で見守るといふようなことが言われておりますけれども、最近、犯罪で加害者が責任判断の有無ということ、精神鑑定といふようなことをよく耳にします。知立市内で、障がい者認定を受けている方が何か事件を起こされたといふようなことがありますでしょうか。

○福祉課長

今のところ、そういう案件はないかと思えます。

○高木委員

皆さん、どこかに、あそこの子がひきこもりだよとか、大丈夫だろうかと、そんなふうと思われる方もありますけれども、そういう方たちを今後把握していこうといふようなことを以前お聞きしましたけれども、具体的にそのようなことをこの3年間で考えていかれるのか、その辺をお聞かせください。

○福祉課長

具体的には、心の健康ネットワーク会議、8ページをめくっていただきますと、各部会がございます。その部会の中のひきこもりについては、心の健康支援ネットワークというところで話し合いをしていきます。平成27年度においては、刈谷市の保健所と連携をしまして、ひきこもりネットワークを設置をしていこうという予定になっております。ひきこもりネットワークで関係者の方を集めて、連携をまずとれる体制をつくりたいと。

次に、この部会の中で具体的にひきこもりについでの研究をしていただいて、個人的な予定ですと、平成27年、平成28年、平成29年あるんですが、平成29年度については、生活困窮者の自立支援事業もひきこもりというのがテーマになっていますので、平成29年には、アウトリーチと言って、ひきこもりがわかった状態のときに、その家庭のほうに訪問をさせていただいて接触を図るという形をとりたいなと思っています。そこにいくまでには、民生児童委員の方とも、一応、平成26年においては、平成25年、平成26年と2年間で民生児童委員の事務局として、福祉課の保護援護係がやっているんですけども、そこに随時、こんなケースについては連絡が入るような形になっておりますので、そこで関係部署と連携をして、実際、高齢者50%、精神とか知的が10%ぐらいになるんですけども、そういう中で連携を実際、現場で動かしています。そういうものを平成27年、平成28年と民生児童委員との関連を進めていきまして、アウトリーチをするときには、民生児童委員の方も一緒に同席してもらうとかというのを検討していかなきゃいけないかなと思っています。

以上です。

○高木委員

非常に難題だと思うんですね。かかわりをもたなければいけない皆さんが、まちの人たちみんなが見守らなきゃいけないけれども、何かちょっとかかわるのが難しいなというようなことを感じる方も、私自身がありますけれども、これで訪問されるということなんですけれども、訪問というのは実際今、民生児童委員と一緒に言われたんですけど、市の職員の方が積極的に働きかけてくださるのか、どこかにまた保健センターとか、どんなふうに具体的に、それはまだわかっていないのか、どうなんでしょうか。

○福祉課長

実際、例で言うと、精神の方が近所で大声を出しているというような方の例でいきますと、福祉課福祉企画係の職員と、あと障がい者支援相談員の方と、あと衣浦東部保健所と連携をとって一応

現場に行くんですけども、そのときに突然訪問するというのは難しいので、地元の民生児童委員の方に協力をいただいて、民生児童委員の同席のもと、何かあったんですかというような形での事例はあります。そのような形で展開するのが一番ベストかなと思っています。

○高木委員

今お聞きしまして、市の職員の方が一緒に行ってくださいということは、民生児童委員もとても心強いと思います。刈谷市の相談員の方と同席よりも、やはり市の職員の方と、そして多数で行けるということは、民生児童委員にとっても安心ということですので、これからそういう場合はよろしく願いいたします。

続きまして、28ページですけども、計画の推進体系についてということで、(2)計画の評価・点検のところで質問させていただきます。

計画の進捗状況については、毎年、地域自立支援協議会で達成状況の点検評価を行いますとここに書かれておりますけれども、今までというか、現在はどんなふうになっておりますでしょうか。

○福祉課長

実際、また8ページに戻っていただくんですが、8ページの各部会の平成26年度の進捗状況を紹介させていただいて、平成27年度の今後の目標等もお伝えさせていただいて、それを自立支援協議会に諮っていくという話になります。具体的に言えば、相談支援部会については、年間420件程度の福祉サービス利用計画を策定することができました。相談支援事業所としては4カ所、相談支援員7名、生活関連部会1では、障がい者虐待センターを設置しました。衣浦東部成年後見センターを2月23日に視察しております。生活関連部会2については、避難行動要支援者の対象者を見直しをしました。学級支援学級部会については、特別支援学級の担任教諭向けの福祉サービス説明会を1月27日・28日で実施しました。あと、保護者の方に対する福祉サービス説明会を3月11日・13日、2回実施しております。

心の健康支援ネットワークについては、3月補

正で上げてございます印刷製本費を使いまして、ちりゅっぴを使ったひきこもりの相談のできる場所をポスターとして、A3の大きさを180枚程度作成して、名鉄の駅だとか目につくようなところにはって、連絡が入る体制をつくりたいというところでございます。

コミュニケーション部会については、知立市防災訓練に11月30日に参加しました。参加人数は総勢30名程度、聴覚障がい者、要約筆記者、手話通訳、ボランティアサークルの方で30名です。

このような形で、実績等を自立支援協議会のほうに報告させていただいて、平成27年の予定として何をやっていくかというのをお伝えしていきたいと、それをまた進捗を図っていくというような形をとりたいと思っています。

○高木委員

障がい者地域自立支援協議会というのは、メンバーが15名ということになっておりまして、今の各部会でのお話をまたそこで協議されるということを今確認させていただきました。

(3) 計画の周知と啓発ということで、ホームページで公開するとありますけれども、これ、会議録をホームページで見ますと、公表がされておりましたのが平成22年度だけだったように、私の検索の仕方が悪いのか、その辺はどんなふうになっているのでしょうか。

○福祉課長

平成22年から実際、ホームページの掲載等はありません。具体的に動き出したのは平成25年からでございますので、実際は障がい者計画ができていなかったというのが一番の大きな問題でございます。それをつくるために、各部会を設置して動かしてまいりました。3月20日に自立支援協議会がございまして、そこで今回の各部会の会議録等をまとめたものを提示させていただいて、そこで承認をいただいたら、ホームページのほうに載せたいなというふうに思っております。

以上です。

○高木委員

ここにホームページで公表するというふうにな

っております。障がい者の方たちに、こんなような支援をやっているんだということも実際わからないというか、広報に載せていただいても、見る人は見るし、見ない人は見ないんですけども、また何かいい、これからこんなふう支援していくんだよということがもしもありましたら、また広報のほうにも掲載ということは考えていただきたいと思いますけど、その辺はどうでしょうか。

○福祉課長

広報等を使って、行政だとか、各種団体だとか、ボランティア団体だとか、事業所だとかというのがようやく連携ができてきたということは、やはり非常にしてもらいたい部分でございますので、それをPRしていきたいと。また、平成27年のテーマとしてもさまざまなことがございますので、それに対して、皆さんの知恵をいただきたいと思っておりますので、積極的にやっていきたいというふうに思っています。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

この計画の主な改正のポイントということを見ますと、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよという表現に変わり、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよという形で、文字どおり、1人の人間としてその尊厳が大切にされるということが国のほうの施策の中心に座るのかなというふうに思います。

そこで、計画の6ページのところで、私、ちょっと勉強不足なので、③のところの障がい者支援区分への名称定義の改正と、これは、今までは程度区分ということで、それぞれの程度に応じてサービスを提供していく、支援をしていくということでしたんですけども、今度支援区分に改められたということですけども、この点の内容と、程度区分からこうした支援区分に改められた意義というものは、この改正の目的からみたとときどきのようなものか、それはどうでしょうか。

○福祉課長

具体的には、1級から6級に支援区分が変わってきたと。支援区分によって、使えるサービスが明確化されているという点が大きく変わった点かなと思っています。

以上です。

○佐藤委員

今までは程度区分という形で、どのような中身で、今回1級から6級という形になったのか、その辺はどうですか。

○福祉課長

済みません。その点については、ちょっと今資料を持っていないので、後ほど答弁ということでお願いします。

○佐藤委員

いずれにしても、より障がい者の実態に対応した支援をしようという形で、よりきめ細やかな支援の区分に改められたと、そんなふうに私は理解をすることであります。と同時に、今回の中身は、精神障がい者の方もその中身に大きく組み込まれた内容と。今までは、どちらかという知的、身体が中心だったやつが、文字どおり精神障がい者が加わったという点で、新たな計画だなというふうに思いますけど、ただ課題も大変多いのかなというふうに思いますけど、その辺の認識はどうでしょうか。

○福祉課長

佐藤委員のおっしゃるとおりだと思っています。

○佐藤委員

国のほうの成果目標と活動指標の関係というようなものがインターネットのところで、今回の見直しについてありますけども、直接、知立市がこれにかかわるわけではないわけですね。病院と本人、そして保護者との関係の中でどうしていくかということがあるわけです。しかしながら、ここに入院後3カ月時点の退院率の上昇だとか、入院後1年時点での退院率の上昇、それから在院期間1年以上の当期在院者数の減少という形でこうしたものがあるわけですが、こうした点では、病院に短期にしる、長期にしる、入院を余儀なく

されると、そういう人たちも含めて地域に帰そうと、地域で生活をしてもらおうと、そういう支援だなというふうに思いますけれども、これはなかなか、本人もさることながら、御家族の方や受け皿が大変困難ということで、ある意味、報道で聞きますところによれば、病院の病棟をいわゆる地域での生活スペア部分という形で、置きかえるような形のものも一方でありながら、それでもって地域での生活とみなすような、今回の趣旨とは相反するような施策もとられているようなことも聞いていますけど、その辺はどうでしょうか。

○福祉課長

この辺の病院といいますと、具体的には刈谷病院だとか、南豊田病院だとか、岡崎市の京ヶ峰病院等々があるんですけども刈谷病院が一番かかりが深いんですが、刈谷病院は、どちらかという10年前から地域移行ということをやられていまして、先進的な病院かなと思っていて、そこではそういうことは行われていないというふうに把握しております。

○佐藤委員

なかなかその点では、病院も含めて、試行錯誤のような状態もあり、民間の1室を借りて病院が支援をするような形もとっていますけれども、財政的な困難という形で、その方向性が存続、継続をしていくのかということも見えないということも聞いているわけですね。

そして、大分以前ですけれども、中日新聞の中に、大阪の方でしたけども、精神病院に30年以上入院していた50代の方がみえて、その方が保護者は甥ということでありましたけれども、地域に帰るのか、退院するのかということで、間違っって甥御さんが退院という形をとられたということがあって、その方は退院をされて、その後、御苦労もなされたわけですが、周りの支援の中で地域の生活にとけ込み、また、そうした自分と同じような、病院生活はいろんな行事があって楽しかったということもその記事の中にはありました。そして、大変だったんだけど、退院された方のケアをする、サポートする、それに恵まれて、困難は

あったわけですが、恵まれたことを通じて、その方自身がそうした精神障がい者のサポートをするような取り組みに変わってきたという例もあったと思いますけども、知立市の中で、こうした形で施設から地域へということが言われているときに、具体的な、これからつくっていくということですけども、受け皿として、仮にそういう方がみえられたときに、どのようなサポートが可能になっていくのか、準備をしているのか、その辺はどうでしょうか。

○福祉課長

一応、刈谷病院だとか、南豊田病院だとか、豊明市にある桶狭間病院等は、10年前から一応グループホームという形で、病院から一度、一戸建ての部屋を4部屋シェアをしたりとかして、近くで借りて、病院じゃなくて、デイケアという名前で昼間そこに通える場所を病院の横に併設させています。その三つの病院は必ずそうやって併設されておりまして、そこに昼間は行ってもらって、住まいはそういうグループホームに住んでもらうという形で、10年前からずっと先進的にやられています。ただ、今、刈谷病院の問題は、グループホームを平成28年の時点で廃止、やめなきゃいけない状態にあるというのが一つ大きな問題かなと思っています。

あと、それを受けて、知立市としてどういう施策をするかという話になりますと、かとれあワークスなんですけど、平成27年4月から地域活動支援センターに移行してもらったような形をとりました。かとれあワークスは、できればそうやって病院から出て、行き場所がない方について昼間行ってもらうというようなところにしたいというふうに思っております。

あとは、それ以上になると、福祉サービスを使って、就労継続Bだとか、就労継続Aだとかという形の事業所に通ってもらうという体制で大体いけるかなと思っています。

以上です。

○佐藤委員

そうした形で、精神障がいをお持ちの方も地域

での生活へというような形で、一応この計画も、そうした受け皿があるよということですよ。それはわかりました。

それで、もう一つお聞きしたいわけですが、国のほうは、施設から精神の方も含めて、地域への移行という形があります。それで、この計画の12ページ、政策討論会のときもお聞きしましたが、これについて御説明ください。

○福祉課長

国のほうは、福祉施設から地域生活への促進という形で、現在32名の方、きょう資料でお配りさせていただいたこの表になるんですが、ありますでしょうか。一応、後ほどまた見ていただければいいかと思いますが、身体障がい者施設に13名、知的障がい者施設に19名、32名の方が現在施設に入っております。

施設に入っている方について、実際、障がいの程度を調べてみました。そうしますと、身体の場合はやはり障がい者手帳の1級の方ですので、寝たきりの状態で、食事等の介護も必要だという方になります。それと、プラスアルファ療育手帳のA判定で、なおかつ最重度の方、最重度というのと、知能指数が25以下の方になるんですが、だからほとんど判断能力等もないだろうというような方が対象でございます。知的障がいの場合も、ほとんどの方がA重度の方でございまして、逆に今度は身体手帳が2級だとか、3級だとかという方が対象になっています。

国は、そういう方を地域でという形を、進めるという形をとってらっしゃるんですが、現実問題として、本当にそれができるのかというところを考えたときに、障がいの程度から考えて、ほとんど難しいなというのが個人的な感想でございます。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、障がい者の実態という形で見ると、今、福祉課長が述べられたのは、ここの施設から地域生活への移行促進という形で、施設入所者の実態を見ると、なかなかこれは困難だなというのが実感だと。それでも、施設から地域へというこ

とが一つの国の、ここで言うと、平成25年時点の施設入居者の4%以上削減し、施設入所者の地域生活の移行は、平成25年度末時点の施設入所者の12%を地域生活に移行するということが目標になっているわけですね。それに基づいて、この数値が出てきたということですけども、かなりこれは困難だというのが認識です。そうすると、逆の意味で、知立市から見てみますと、市内だけではなくて、身障の方、知的の方、知立市では重度の方の施設での受け入れがかなり困難という形で、市外のところに行っている方たちが非常に多いわけですね。そして、私はわかりませんが、これから新たなそういう方たちが安城養護やその他の養護学校から出てこられたら、その見通しから見ると、そう単純にその数値目標が達成できるわけでもないというふうにも思いますけども、その辺はどうでしょうか。

○福祉課長

立場的には何とか達成したいというところがございますが、個人的には難しいかなというところがございます。

○佐藤委員

そうしますと、国は、この中身でも、成果目標と活動指標との関係という形で出しているわけですね。これについて、地域生活への移行という形で、今後のそういう方たちの施設入所の見通しを見ながら、平成25年度段階で、全国では3万9,777人ということが言われています。平成29年では、6万2,079人ということでありましてけれども、平成29年段階で、平成25年レベルにしようというのが一つの国の方針ですね。そうしたことから出てきたのがこの目標だということを見ますと、国の方針ではあるけれども、なかなか厳しいというのが実態だということはわかりました。

それで、もう一つは、3番目の福祉的施設から一般就労への移行促進という点では、これはどうでしょう。

○福祉課長

一応、平成27年度において、けやき作業所において就労支援事業を3,500万円の事業料で、正規

職員1名、臨時職員2名で、メープルけやきの2階で7名定員で実施していただきます。就労については、安城特別支援学校のほうも、就労できる方は就労する方向で、平成26年度卒業生の予定では1名の方が一般就労される予定なんですけれども、そういうふうな形になっています。安城特別支援学校と連携して、安城特別支援学校から就労支援事業所で訓練してもらって一般就労させるという形なら可能かなというふうに考えていますので、けやき作業所が知立市では大きな事業所ですので、そこを中心として、8ページに戻るんですけども、生活関連部会Ⅲというところが、平成26年度においては余り活発に動いていませんけれども、ここをちょっと活発に平成27年度は動かして、就労ができる体制にしたいなというふうに思っています。

○佐藤委員

これの福祉施設から一般就労、その後、平成29年度にはこれを倍加にする、それから就労支援事業所の利用者数も、これもふやしていく、それから事業者もふやしていく、これについて、こういうふうに書かれていますけど、もちろんそうしたけやきを含めて、ここには3事業所ということで、就労移行支援ということで、けやきを入れると、目標どおり3事業所になるわけですけども、事業所としてはそうですけども、実際に就労移行支援がどの程度、これから一般企業に可能なのか。それと同時に、就労支援のA型とB型がありますよね、雇成型と雇成型じゃないB型とがありますけれども、雇成型については、最賃保証という形のものでなっていますけれども、一般就労に行くという点で、受け皿が結局のところ、問題ですね、一般企業への受け皿。そういう点では、政策討論会の中で、ここにも書いてはありますが、私どもの提案で載せてもらいましたけれども、この辺の一般就労との関係で、そうした市内企業、市内に限らずですけども、そうした開拓は、過去の実績やその他を含めてどのような取り組みを、ジョブコーチを中心にしながらやられているというふうには思いますけども、どのようになっている

んでしょうか。

○福祉課長

現在のところは、まだ機能しておりません。どうやっていくかという話になるんですけども、やはり関係する事業所、一番に気になるのは安城特別支援学校なんです。安城特別支援学校からの卒業生に対して、要は学校側で一般就労できる人で、ただ就労支援で半年なり、1年なり、2年なり訓練すれば一般就労できる学生の子、卒業生はそののところで就労支援事業所で訓練していただいて、一般就労にどうやって結びつけるかというのがテーマかなと思っております。そうした場合に、この部会でしっかり話し合いをしていただいて、刈谷市に生活就業支援事業所くるくるというところもございまして、その方もメンバーに入っています。また、ハローワークもあるんですが、そういうところと連携をして、まず就労先を見つける、つなぎをつくるというんですけど、つくっていきたくないというふうに思っている部分と、あと実際は、大府市が関連企業を集めて協議会等を実際に開いていらっしゃる。できれば、生活関連部会でそういうものが話し合いの中で設立できていくといいなというふうには思っています。

○佐藤委員

そうすると、今まではそうした点で機能していないと。安城養護学校の中から御尽力いただいて、一般企業への就労が可能なら、そうじゃなくて就労支援A型なりB型なりをして、一定訓練を積み、就労移行支援へと移っていくということですけども、結局のところ、国のほうでは、就労支援、一般企業への就労ということを言われるけれども、そうした点での一般企業への啓発といいますか、そういうことを含めて、地方任せなのかなということも感じるんですけども、知立市として、今、福祉課長の話では、大府市の例をひいて、そうした活動が、いわゆる受け皿づくりがなければ、幾ら数値をここに入れ込んでも、なかなか難しいかなというふうに思いますけども、その辺で、市内企業がいいかどうかということとはともかくとして、

そうした環境づくりを今後どうやって、だって平成27年、平成28年、平成29年とこの3カ年の中で8人を16人に倍加しようということですので、かなり精力的な取り組みがなければ、これはなかなか困難だなというふうに思いますけども、その辺、どうですか。

○福祉課長

先ほどから生活関連部会Ⅲという話をしていますけども、そこには商工会の事務局長も入っていただいています、この話の中で、協議会の中でどういう事業展開ができるかというのが一つ、平成27年からのテーマかなと思っています。

実際、就労が8名だという話なんですけども、実際の話をする、8名の方は、名古屋だとか市外の事業所に行っている方が8名なんです。知立市はまだ全く動いていないという状態ですので、だから実際に動かしてみようかというのを見てみたいというふうに思っています。

○佐藤委員

実際には、名古屋とかそういうところに行っていると。どういう通勤手段を使われているのかわかりませんが、みずからの交通手段を利用して行かれるということであれば、かなり精力的に働ける方だということは予想がつかずけれども、今、目標にしている8名の方、具体的対象者がおるかどうかわかりませんが、数値として当てはめただけなのかどうかかわかりませんが、数値として多分当てはめただけだろうというふうには私は思いますけれども、いずれにしても受け皿づくりということが大切だというふうに思うんです。それと同時に、市内においては、中小企業や零細企業が多い中で、本当にその中で受け皿としてできていくのかということも、一方ではちょっと疑問な点も私はあるんです。法定雇用率がありますけれども、そう単純に市内企業の中に、その法定雇用率を当てはめてどうだということもなかなか難しいかなというふうに思います。

私は車体で働いていましたけれども、耳の聞こえない聾啞者の方だとか、そういう方たちもかなり周りで働いていたりしていました。耳は聞こえ

ないけれども、コミュニケーションができて、手やそういうことが十分仕事に対応できる、そういう方たちはいいわけだけでも、そうじゃない方たちの就労というのは極めて困難だなというふうに思うんです。ですから、ただ単に啓蒙し啓発するだけではなくて、無理やり働かすというのは私はいけないことだというふうに思いますけれども、働く意欲があって、だけど受け皿がないという方たちについて、今の段階はそうした理解を企業側に促す、そうした環境づくりということがありますけれども、例えばそれを受け皿になった方たちについて、何らかの支援をしていくとか、何がいかということとは私は今言えませんが、そうしたことも、これから考えてみる一つの方策ではないかなというふうに思います。その辺は、すぐに答えが出るものではないですけれども、受け入れ先企業に対する何らかの支援があってしかるべきかなど。もしもそういう環境を整えればですね。どうでしょうか。

○福祉課長

個人的には、当初平成25年に福祉課に来たときには、ハローワークの説明会、生活保護と障がい者の関係、2回出席させていただいて、大府市の例を見たときには、やはりそういうことをまずはつくる必要があるなというふうには感じました。それについては、やはり個人の意見ではなくて、こういう部会の中で議論をしていただいて、よりよいものにしていきたいなというふうには今も思っています。

以上です。

○佐藤委員

そうした形で、私はぜひもんでいただいて、数値の上で、国が示した数値目標に沿って、計算式に合わせて、この目標をつくられたという点では、国が示しているからしょうがないと言えしょうがない話だけでも、だからといって数値目標を合わせるような形で無理やりということはできないので、そこはオーバーランしないように慎重な対応を求めつつ、一方では、働く意欲のある方たちについては、そうした環境づくり等、何らかの受

け入れ先が受け入れやすいような支援の方策などもぜひ検討いただきたいなというふうに私は思いますけれども、副市長、なかなかこれは、今聞いてのとおり、国の通知目標に合わせて、この計画がつくられたと、ある意味で無理な計画なんですよ、正直に言えば。しかしながら、一方で、それでも働く意欲があって、本人が働く一般就労での喜びを実感できたり、保護者の方が働くことを通じて我が子が成長していったり、そうした姿が喜ばれるような環境づくりを一方ではしていくという点で、今、私、いろいろ言いましたけれども、そういう検討をぜひしていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○清水副市長

今回の計画の主眼といたしますか、大きなところは、やはり施設から地域あるいは社会、こういったところでしっかり人としての生活をしていただける、そんなことをしっかり進めていくんだという大きな目標といたしますか、一つの考え方があると思います。しかしながら、今、御質問者もおっしゃるとおり、また福祉課長が答弁申し上げたとおり、現実を見ますと、なかなかそれぞれのケースによっても大変難しいなということは本当に実感しております。

そういったことではございますけれども、やはりこういった目標のもとに3年間、取り組みをさせていただくわけでございますので、1人でもそういった一般就労というような、そういう方向が実現するようなこと、また、そういったことは本当に地域あるいは関係の、知立市は本当に、御質問者もおっしゃいますように、中・小の事業者が多いので、なかなかそういったことが難しいなということはありますけれども、1人でもそういった事業者の方の御理解が得られれば、市としてもできるだけの支援をする、そういったことも今後しっかり考えていかなくはないかなというふうに思います。いずれにいたしましても、3年間という計画でございますので、できるだけその実現に向けて、行政としてもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○佐藤委員

それから、障がい者の方々について、今、就労移行支援A型、B型ありますけれども、とりわけ障がいを持っている方たちが障がい者の年金をもらいながらやっています。しかしながら、従前は、1カ月働いても1万円とか、そういうレベルの中できたわけです。しかしながら、就労A型というものができて、雇成型ということで最賃を保証すると、こういう実態になっていますよね。そうした意味では、障がいを持っている方たちが、最賃とは言えども、やっぱり働いただけ成果が得られるという喜びやそういうものはかなり大きいのではないかというふうに思いますけども、知立市内のそうした方々は、今現在、何人ぐらいおみえですか。

○福祉課長

ちょっと今、手元に資料がありません。後ほどお答えさせていただきます。

先ほどの障がい者区分の変更についてですが、改正した理由としては、知的、精神、発達障がい等を中心に、障がい特性をより反映できる認定調査項目が必要になったというところで、支援区分が変わったと。要は、当時は知的、身障しかなかったのが、精神と発達障がいという部分が大きく占めるようになってきたので、それが反映できるような形に変えなきゃいけなかったというのが1点と、あとコンピュータ判定式という形の2次判定をつくって、全国一律の判定方式に変えたと。要は、地域によって違いがあっはいけないというところと、あともう1点は、できたりできなかったりする場合は、より頻回な状況という形の判定をしていたのが、できたりできなかったりする場合は、できない状況、支援が必要な状況に基づいて判断するというような、その3点が改正点でございます。

○佐藤委員

そういうことを含めて、事業者の皆さんが取り組む課題ではありますけれども、私は就労移行支援は当然ですけれども、就労A型の事業所をできるだけふやしていただいて、最賃保証ができて、

一般就労はかなわないけれども、その中で働く喜びが感じられるような、そうした取り組みを強めてほしいなということが1点と、もう一つは、これはずっと大きな課題でありますけれども、親なき後ということで、グループホームですか、そうしたことの、ここにも平成27年、40、平成28年、50、平成29年、60という形での計画がありますけど、その辺の見通しを含めて、ちょっとお答えください。

○福祉課長

済みません。先ほどの就労継続支援A型の実利用人数なんですけど、平成25年度実績で59人が実績でございました。あと、グループホームについては、実際は軽度の方については、かとれあワークスの家族会だとか、けやき作業所の家族の方等に、刈谷市のくるくるというところが軽度の方のグループホームをやっているの、それが利用できるかどうかという検討はしましたが、実際はなかなか、けやき作業所に行っている方は中度から重度の方なので、なかなかうまく勤務できなかったという経過がございます。

今、福祉課のほうには、事業所として、2事業所が今後開いていきたいというお話は今伺っております。

以上です。

○佐藤委員

そういうことで、現在の平成26年度、31か、平成27年、40、そして平成26年、50、平成29年、60と、こういうことだということですか。

○福祉課長

はい。一応、この数字は挙げてありますが、実際は、保護者の方が自分の子供をそういうところへ送るところが一番大きな壁になっていて、実際、かとれあワークスの対象者13名ぐらいいらっしゃったんですが、どなたもグループホームの話をしたときには、まだいいという話になるんです。要は、事業所としても、採算がとれないと出てきてくれないので、だから保護者の方がグループホームに出すんだという強い思いをどうやって持たせるのかなというのが一番大きな今テ

一マになっています。

以上です。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第1号について挙手により採決します。

議案第1号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第1号 第4期知立市障がい福祉計画の策定についての件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号 知立市立保育所条例及び知立市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

参考資料のほうでお聞きしていきます。

第3章で、一時保育についてということで、その第6条ですけれども、別表を見ますと、別表の3というところに、この一時保育の基準等が載っておりますけれども、緊急保育についてですけれども、実態ですけれども、緊急となると、突然起こり得るわけですね。保護者が病気になったとか災害、介護、ここには介護と書いていないんですけど、急な介護が発生するとか。前もって申し込みがで

きないわけですけれども、このようなときにはということ、条例のほうにも直ちにやるというふうに書かれております、要綱でしたかね。ですけれども、一時保育を扱う園は5園なんですけれども、合計しますと18人までが対処できますよという一時保育をされる人数なんですけれども、18人でクリヤーを今現状できているのか、これで大変だったなというときがあったのか、ちょっとその辺のところをお聞かせください。

○子ども課長

一時保育の利用状況でございますけれども、今ちょっと済みません、数字としては上げられません、今年度については、あいている状況というのもありまして、そういった急な場合も御利用がいただけるという状況があります。ただ、園によっては、やっぱり人気の園というのがありますので、日によって御利用いただけない場合もありますが、今年度についてはそういう状況ございまして、先年度については、申し込みというのが非常に多くて、平成25年度は2日、3日でかなりの園が埋まってしまうという状況はございましたが、ちょっとことし平成26年度に入って状況が一変しまして、そういった状況が変わってまいりました。

○高木委員

今のお話ですと、平成26年度は何か一時保育、うまく緊急保育もできたよというふうで、平成25年度はいっぱいになってしまいましたと。今年度も何とかやれそうですよということなんですけれども、ここで少し中央子育て支援センターのほうにも一時保育ということがありまして、そこでもお願いできるということをお聞きしております。条例のほうで決まっておりますけれども、ここもやはりゼロ歳から3歳までのお子さんなんですけれども、ここも緊急保育というのを主にみてもらえるのか、やっぱりこれも前もっての人が優先になってしまうのか、その辺のところは、ほかの園と同じような扱いなんでしょうか。

○子ども課長

中央子育て支援センターの一時保育についてでございますけれども、高木委員おっしゃられました

ように、対象者3歳未満児という形でございます。そして、入所申し込みについても、今、園でやっているのと似た形ではございますけれども、初日については中央子育て支援センターで、2日目以降については中央子育て支援センターと子ども課の両方で受け付けをするというような形で、1日6人までという形になってございます。

緊急ということに対して、特別枠は特に設けているわけではございませんが、あいている範囲内の御利用という形になります。

○高木委員

緊急なんですよ。ぜひとも、もしも本当に困られたときには、本当に対処していただけるような人数、これだけですと言って、どんどんと職業の訓練だとか、就職だとか、自営業につきとかいろんな条件があっても、それも緊急に一時保育になってしまうんですよ。ですから、本当に緊急というのを、私は、一つずつでも何か、どこかに緊急のときはというのをつくっていただくと、保護者の方たちは助かるなというふうに思います。

第10条の第1表、また戻りますけれども、別表の第1で、今の延長保育なんですよ。延長保育を見ますと、時間が午後8時までというふうになっておりまして、この午後8時まで設けるのは、この前の質疑のときに話がありまして、これはなかよし保育園だけなんですよというふうにお聞きしました。

知立市の保育園は、ここに書かれておりますところですね、公立の保育園は一体何時までを目安としてみえるのでしょうか。

○子ども課長

今、知立市の保育園、全部で公私立あわせて13園ございます。その中で、開所時間が午後4時までの通常保育の逢妻保育園が1園ございます。そのほかに、長時間園ということで、現在、午後6時までの園が5園、それから延長保育を実施している園という形で、この中の6園が午後7時までで、なかよし保育園1園が午後8時までというふうな形になっております。

○高木委員

確認なんですけれども、通常保育というのは、この中に書かれておりますが、まず午前8時から午後4時までが通常保育、そして午後4時から午後6時までの2時間というのは、これはどういう時間なんですか。

○子ども課長

午後4時から午後6時につきましては、知立市独自の表現になるかとは思いますが、長時間保育という形での扱いを行っております。保育料につきましては、通常いただいております月額の保育料の範囲内での保育をさせていただいております。

○高木委員

知立市の市庁舎でいきますと、午前8時15分から午後5時15分までが勤務ということですけども、保育園の先生ですと、午前7時半から午後6時までというのが一応、就労時間というふうになるのでしょうか。その辺はどんなふうになっているのでしょうか。

○子ども課長

職員の就労時間というのは、基本的に午前8時30分から午後5時15分というのが基本でございます。それに合わせて、それと保育園のほうは開園時間というものに合わせて、公立園ですと、朝あいているところは午前7時半からなんですけど、午後ですと、公立園の場合ですと、午後7時までというような11時間30分という時間になりますので、そこに正規のシフトというものと、それから臨時職員の組み合わせというような形でシフトを組んでおります。

○高木委員

子供の延長をしてみえる園がたくさんあるんですけども、資料もいただきました。実際に見ますと、午後7時までなんですよ、普通の公立も。公立に3人ぐらいおみえになって、私、帰りに見ましたら、もう午後7時ぴったりには帰れないんですよ。午後7時30分近かったと思うんですけども、先生方が3人出てみえて、御苦労さまですということをお話ししたんですけども、これってきちんと就労時間が、サービス残業じゃなくて、そんなふうにはなっているということはないです

か。ぴったり皆さん、少しはいいんですけども、どうでしょう。常に延長しているというか、そんなことはないですか。

○子ども課長

職員については、先ほど申しましたシフトというのを組んでいまして、ですので、早番の職員であったり、遅番の職員であったりというような形で、時間ずらしというものも含めてやっているものと、あとそれ以外に必要な部分については時間外が発生したりというような形で、職員の会議を、やっぱりみんながそろそろような形で行わなくちゃいけないというようなこともございますので、シフトで時間ずらしというものと、そういった場合によつての時間外対応というような形の両方がございます。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉子ども部長

先ほど委員会の当初に、今回の議案第11号について撤回ということで、委員長、それと市長のほうからもお願いをさせていただきました。

実は、これについて少し御説明をさせていただきます。よろしいいたします。

今回、議案第11号については、保育料の数値の算定ということで載せさせていただいております。実は今回、御存じのとおり、1号、2号、3号という形で、保育の必要のない方と保育の必要のある方という形で分けさせていただいております。その中で、今回、別表第1ということで、1号の方について料金のほうを定めた数値をやらせていただきました。その中で、第3子、御存じのとおり、第3子については、知立市においては18歳未満の数え方で、第3子の方については無料という形をとっておりますが、保育を必要としない方について、幼稚園等からこども園に入ったような方

については、私的の契約時と同じように、ゼロ円ではなくて、1万円の減額という形をとらせていただいております。

そういった中でやらせていただいているわけなんですけど、今回の条例の中で、第2表が本来の保育を必要とする方、2号、3号の方の料金ではありましたが、その下の備考欄のところなんですけど、ここについて、第1のところ、第1表の第1項から第3項まで準用するというふうに書いてあります。ということは、準用するという意味は、要は、先ほど言った保育を必要としない1号の方について1万円の減額という形を今とっている状態になってしまっています。ですから、本来であれば、以前から保育料について、第3子については無料というふうになっておりますが、これが今の条例のままですと、1万円の減額という状態になって、料金が発生してしまうという状態です。

その関係もあって、今回、質疑も終わった後でありましたが、これが今、うちのほうでちょっと見させていただいたところ、それが判明しましたものですから、申しわけありませんが、今回撤回という形で、また再度正しくしたものを上げさせていただくような形でよろしく願いさせていたきたいと思っております。

以上です。

○高木委員

若い保育士ですと、子供がある保育士ですと、優先的に早く自宅に帰られるとかあると思うんですけど、まだ独身の保育士、どうしても遅番みたいなふうになっていくときもあるのかな、あなたは独身だからというような、パワハラではありませんけども、ひょっとしてそんなようなことがあるのではないかなというような、私のところに、実を言うと、そういう保育士がありました。実際、私はいつも引き受けなければならぬですということがあったものですから、何か公平に職場で働けるように、そういう不満が出ないようにしていただきたいという希望もあります。

2月1日現在の保育園の利用者を見せていただ

きまして、この前、数字をいただきました。今、公立保育園の方の総数が1,173名、そして、そこで延長保育と言うんですか、それをやってみえる方たちが77名ということでした。私立保育園におきましては554名の人数のうち101名の方が、18.6%の方が今延長ということになっております。やっぱり知立市、これからのこの時代、どんどんと延長をふやしていかなきゃいけないと思うので、その辺に関しては、今後どのような考えを持ってみえますでしょうか。

○子ども課長

延長保育については、今、公私立あわせて7園やっております。それで、先ほど申されたように、やはり午後7時までの勤務というシフトの中で発生してまいります。そういう園には、どうしても比較的、自分も子育て中の方ですと、やはり自分のお子さんも預けてお仕事されてくるというような状況もございます。その中で、そうじゃない方、若い方、お子さんがまだいない方、子育てから手が離れたような方というところにちょっと偏りがちの傾向があるというのは事実でございます。今後、延長園についてどうかというようなお話なんですけど、ただ、そういった地域、全ての園でやっていくのは、そういった現状を踏まえていくと、非常にやっぱり保育士側の対応というものが難しいというのがあります。正規だけではなく、臨時職員においても、日中以外に、例えば早朝、それから延長部分の遅い部分、そういった方をやっていただける方も探してはおるんですが、やはりなかなか探すのが大変だというような状況でございます。

○高木委員

保育士の資格を全員が持っていないといけないのか、例えば1人の職員の方が持ってみえれば、あとは資格がなくても大丈夫というような、何かそんなようなところもあるとお聞きしましたので、知立市としても子育て日本一ということで、子どもたちの保育から学校というふうになっていきますので、一足飛びに小学校へ行けるわけではないです。どうですかね、知立市、市役所保育所

なんていうのを設けられては。市長は、そのようなことは考えておみえになりませんか。女性が働きやすい、保育園の先生たちも、市役所で見ってもらえるなら安心だと、それはもう画期的ですけど、いかがでしょうか。

○林市長

今、非常に画期的な御提案をいただきまして、課題の一つとして考えてまいりたい、研究してまいりたいと思っております。

○高木委員

今、議案第10号につきまして資料が出ておまして、その資料で、知立市保育所における保育の利用に関する規則の中で、第5条、入所の承諾等という部分があります。これ、この前も通告させていただいたんですけども、この第5条なんですけど、(2)に、感染性疾患があり、集団生活に影響があると認める者は保育所に入園できないというふうなんですけど、これ、ここで限定する感染性疾患というのは何か、教えていただけませんか。

○子ども課長

感染性疾患ということでございますが、感染性疾患というと、比較的多いのがインフルエンザとか、そういった比較的、何日かで治ってくるようなものが一般的でございますけども、そうではなくて、デング熱であったりとか、最近たまに海外で出てきたようなものであったりとか、あとエボラ出血熱だとか、治療法がなかなかないようなものというような形になるのかなと思うんですが、ただ、その場合、この方が実際に入所申し込みされるかというような話になると、やはりそれちょっと考えにくいというのが現状でございますが、あくまでそういった医者判断というものでも、どうしてもこういった感染性、インフルエンザとかそういったものにおいても、出ていいですよとかというところは判断を私どもが仰ぐような状況になっております。ですので、そこら辺で、余り一般的ではないようなものが比較的、こういった対象になるのかなと思います。ですので、これに関して、具体的にこの感染症ですよというようなこと

は、ちょっと申し上げることはできないんですが、そのときには、御本人であったり、医者であったりというようなところの御判断というのが必要になります。感染性ですので、ほかの子どもにそれがうつっては困りますので、そういったところで、集団生活という場に影響があるという方に関しては、短期のものであれば、治った後に入所していただくとか、お休みをいただくというような方は可能だと思うんですけども、やはりそういった場になかなか出くわさないと、ちょっと難しいのかなというのが正直な感想でございます。済みません。

○高木委員

保育園の利用に関する規則の中に、このようなことが書かれておりまして、感染性疾患があるということで、これは一体何だろうなということで、とても疑問に思いました。感染性疾患、今おっしゃったように、デング熱等々であるんですけども、これってそんなふうで拒否するんだな、この入所に関してはというふうに思ったんですけども、完了完治すれば入所できますよということなんですけども、何かちょっとこの文言は、知立市が集団生活に影響があるということにはちょっとふぐあいだなというふうに思ったものですから、指摘させていただきました。

本当にこれから保育の事業、大変しっかりやっていっていただかなきゃいけない時代になってきております。働いて当たり前の女性が、こういう社会になってきましたので、知立市も、先ほど市長は、そうですね、いい案ですね、画期的ですねとおっしゃったんですけども、本当に単に事業所にだけお願いするじゃなくて、知立市としてもやはり女性の職員がこれだけ多いものですから、育休、産休ということで、男性にも育休ということを言われているなら、余計に何か考えていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

議案第10号についてちょっとお聞きをいたします。

今回、保育所条例ということで、従来、保育に欠ける、これが今度、子ども・子育て新システムというような形で、保育を必要とするというふうに改めましたけど、この点について、必要とするというのは認定をすることだと思えますけど、この辺について大きな違いは、従前とどう変わったのか。

○子ども課長

今回、子ども・子育て新制度によりまして、従来、保育に欠けるというふうなお子様について保育所で預かるというような形の児童福祉法第24条の規定でございました。そちらのほうで改正をされまして、保育を必要とするというような形の内容に改正を、4月からという形ですが、されております。それに合わせて、今回から「欠ける」という表現がもとのほうにありませんので、それを「保育を必要とする」というような形に変えさせていただくというのが、例規上の表現としてはそうなっております。

現場サイドとしては、実際に保育を必要とするというようなお子さんについて、従来「欠ける」という表現をしておりましたけども、それについて、要件が今までと似てはおるんですが、日中、午前8時から午後5時までにおいて保育に欠けるというような形をしておりました。しかし今度の新制度におきましては、そこら辺の「日中」という表現というのがなく、月に、市町村が定める時間、48時間から64時間の間でというような形のものになってきております。ですので、ここに関して、国の考え方としては、昼夜を問わずというような形の就労時間という形になってきておるところを、そこら辺の認定が今回変わってきておるのかなと。

ただ、知立市としては、日中に制限するという形の認定はできませんので、国の言うとおりでありますが、従来、日中、午前8時から午後5時の間に1日4時間以上、月に15日以上というような形のことをやってきてまいりました。その部

分について、掛け算しますと60時間というようにことになりますので、その60時間というところの枠については、そのまま維持をする形でさせていただきます。

○佐藤委員

そうした改正と同時に、今回の条例の中では、知立市の保育の実施に関する条例、この名称も知立市特別保育等の実施に関する条例という形で改正をされて、さらに今までの規定の中の第2条のところは削除をされて、延長保育やその他休日、私的契約児の保育というような形で繰り上げになっただけというわけですね。そして、それらの保育については規則で定めるということが言われていて、きょうも規則がこのように提案をされているんですけど、まず伺いますけれども、標準時間認定、用語の定義の第2条のところ、保育標準時間認定という形で、保育の利用について、1カ月当たり平均275時間まで、1日当たり11時間までに限る、11時間までの標準保育ということと、それから保育短時間認定という形で、1日当たり8時間までという形になるわけですが、これについて、今現在、入所の申し込みやその他がずっともう、4月からスタートするわけですので、実際にはどのような形で入所の手続が認定をされていくのか、そして現在、標準保育時間の子供、それから短時間保育の子供、その辺の状況はどうなっておるでしょうか。

○子ども課長

ちょっと資料のほうが、数字としては出てこないんですが、現状の今の事務の進行状況というのをちょっとお話しさせていただきますと、4月から入所されるお子さんのものについては、2月18日ぐらいであったかなと思います。2月16日に園長会がありまして、その後4月入所のお子さんについては、入所決定の通知と、それから支給認定書を送らせていただいております。そちらの数については、こちらの私的も含めて399の方がございます。そのうち、支給認定があった方が351人ございました。標準時間認定が176人、短時間認定が175人というような形で、ほぼ半々のよ

うな状況でございました。これは、4月から入所されるお子さんだけに限ったものでございますが、継続して今現在入所されているお子さんについては、大変申しわけございません、今まだ入力作業、システムのほうをしております、そちらの数字がまだちょっと出る状況ではございません。なので、申しわけございませんが、比較的、新規入所の方に近いのかなという感想を持っておるんですが、5割ちょっとぐらいの方が多分、そういう標準時間認定で、残りの方が短時間になりそうな感じをちょっと感じております。

○佐藤委員

今、新年度、新規に申し込みをされて、認定をされた方が351人と。全体の399人から引いた人が、認定がだめだったのか、私的契約なのか、その辺ちょっとわかりませんが、そういう形と。おおよそ11時間対応と8時間対応、これが半々ぐらいと。この傾向から見ると、現在入所されている子供もそういうことじゃないかというようなことですね。

そこで、もう一つお聞きをしたいんですけども、規則のほうで確認をしたいんですけども、第3条のほうの延長保育の対象児童ということがここにありますよね。標準保育時間認定の子供は、午前7時から午前7時30分まで及び午後6時30分から午後8時までと、こういうふうになっています。それから、保育時間の短時間認定は、午前7時から午前8時まで、午後4時から午後8時までと、これについて御説明ください。

○子ども課長

延長保育の時間につきましては、今おっしゃられたとおりの時間になるんですが、標準時間認定の方については、保育の時間、11時間というものがございます。その11時間の時間は何時かといいますと、午前7時30分から午後6時30分、短時間の方については午前8時から午後4時という時間が、8時間という時間がそれぞれの時間になってございます。その時間を超えて保育をするという場合に延長保育が発生するというので、標準時間認定の方については、午前7時半以前、それか

ら午後については午後6時30分以降の部分、それから短時間認定の方については、午前8時以前、それから午後については午後4時以降について延長保育が発生するというような形になってございます。

○佐藤委員

従前ですと、午前7時半から標準、それから短時間認定含めて、午前7時から午前7時30分、午前7時から午前8時というような形が早朝保育というような形になっていましたよね、これは。例えば、これは短時間、標準区別なく、公立園では午前7時30分から午前8時までが早朝保育ですよ。私立については、午前7時から午前8時までが私立3園での早朝保育と。しかし、今回は、標準時間の場合は11時間を超えたら、前後にかかわらず延長保育だよということの理解でいいですよ。当然、そのことでもって、きょうは撤回をされました保育料の徴収条例でありましたけれども、あそこにある延長保育料がここの中で発生するということの理解でよろしいでしょうか。

○子ども課長

佐藤委員がおっしゃられたように、今回撤回させていただきました標準保育料というような形の、保育料は標準時間、短時間ということで個別に設定をさせていただいております。ですので、それについて、その前後、こちらにありますような時間について延長保育料が発生するというような形でございます。

○佐藤委員

延長保育料が発生しますけれども、従来は、先ほど知立市の場合は午前8時から午後6時まで、これを超えて長時間保育が午後4時から午後6時が公立での長時間保育、それから公私12園がこういう形で、逢妻保育園を除いて長時間保育の枠に入っていましたよね。今回は、午後6時30分を越えて午後8時までと、それから午後4時を超えて午後8時までという形で延長保育と。そうすると、従前の早朝保育というか、結果として早朝保育なんだけども、朝の延長保育というのかどうかわかりませんが、長時間保育という概念もなくな

るということですよ。どうでしょうか。

○子ども課長

今回の条例からいいますと、もともと長時間保育というのは、知立市オリジナルで現場で使っていた、いわば時間ではあるんですけども、この条例上はありません。ただ、保育の時間というのは、基本は午前8時から午後4時、お仕事等の就労に合わせて、それ以外に必要な時間というものを個別にお聞きして、現状、お仕事が例えば午後4時に終わりますと、ある方は。お仕事が終わって、駐車場まで歩いて、駐車場から通常どおりお迎えに来て、普通に通勤時間と見れば、例えば午後5時前までにお迎えに来れますよねというような形であれば、個別に園のほうが保護者のほうを対応させていただいて、あなたの保育については午後5時までという形にしますので、午後5時までにお迎えに来てくださいねというような形で現在やっております。

今後も、一応標準時間の方であっても、保育時間という部分については、同じように基本の時間が午前8時、午後4時という形で、そこら辺を個別やっばりお子さんのお迎えに早く来ていただいて、お子さんのためにも早くお母さんとお家に帰って一緒に過ごしていただくというのが、お子さんの成長という部分では非常に大事なものとございます。ですので、途中で寄り道でお買い物をしてから来るからいいというような形ではなく、現在もそういった直接お迎えに来ていただいて、お子さんと一緒にお買い物に行ったりとか、そんなような形でしていただくような形でやっておりますので、運用的な部分については、今後そういったような形で実際の保育、必要な時間、お仕事に合わせたというような形にさせていただくんですけども保育料については、標準時間認定の方については、午後6時半までは最大発生しないので、そこまでお仕事とか何かで必要であれば可能ですよと、保育料の部分ではそういうような形のものになってございます。ですので、短時間の方がおくれるというようなことがあれば、その方に関しては延長保育料が発生してくるというようなこと

もでございます。

○佐藤委員

そうすると、いずれにしても標準保育時間、それから短時間保育時間、渋滞が発生しておくれたとか、いろいろあるけれども、いずれにしてもその枠の中でおさまれば、延長保育料は発生しないけれども、午後4時の短時間保育の方が午後4時半になったよといった場合は、その30分間は、今まではそうではなかったけれども、今回からは月決めだったら、この前の、きょう撤回されましたけれども、月単位で500円、1日当たりは100円でしたかね。そんな形で、30分単位で延長保育料が発生をするということに大きく変わられるということですよ。

もう一つ、お聞きしますけれども、それでよろしいですか。

○子ども課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

それで、土曜日についてお聞きをしますけれども、例えば基本的には午前8時から午後0時と、いわゆる別の規則で、もう一つの規則のほうで通常保育という言葉が使われてやられているんですよ。しかしながら、知立市ではそうした中であっても、午後0時から午後2時までという形で、知立保育園等を含めて5園が午後2時までやっていると。これは、今までは長時間保育ということで、延長保育料は発生していませんでした。それから、午後0時から午後6時ということで、来迎寺、南、新林、宝、公立4園、私立は午後0時から午後5時までという形になりますよね。通常保育という考え方との関係と、もう一つは、先ほど言った保育を必要とする必要量の認定は、私は標準でお願いしたいということで認定がされた方は11時間、そして短時間の方は、私は8時間をお願いしたいということで8時間、土曜日については、例えば標準認定の方は午後6時までやっても延長保育料は発生しない、しかし短時間保育の場合は、午後2時以降は延長保育料だよという形になるんですかね。

○子ども課長

土曜日のことでお尋ねかと思います。

一応、土曜日の時間、園は逢妻の午後0時、それから今で言う長時間園が午後2時、延長園が午後7時までと。私立は午後5時になっておりますけれども、そこについては、延長保育料の部分については、考え方としては支給認定という考え方に基きまして、標準時間認定の方については、やっぱり平日と同じで午後6時半以降と、それから午前7時半以前、それから短時間の方については午前8時以前、それから夕方が午後4時以降という形の扱いになります。ですので、土曜日だからといって、支給認定との考え方としては平日と変わりません。ですので、ちょっと開所時間の関係で違いはございますけれども、その考え方の点では同じかと思います。

○佐藤委員

そうすると、今までは長時間という扱いだったわけですが、短時間の方に限っては長時間ではなくて、延長保育料がここで発生をすると。それは個々について、午後4時半なのか、午後5時なのか、午後6時なのか、さまざまあるかと思うけれども、従前とは違うよということですよ、これは。わかりました。

それで、もう一つですけれども、なかなか通常保育ということで、規則のところ通常保育という形でもう一つのほうがありますけれども、これ、なかなかわかりにくいなという感じがしないでもないなという気がしているんですけども。知立市保育所における保育の利用に関する規則、さっきは実施に関する規則でしたけれども、ここで先ほど言った通常保育の時間ということで、平日は、土曜日を除いて、午前8時から午後4時、土曜日は午前8時から正午までという形になっています。これは、この前の説明では、児童福祉法の第1項に基づいて、通常8時間ぐらいを想定した中身になるということですけども、通常保育という考え方について、今回標準保育、短時間保育だとか、非常にわかりやすい概念が、わかりにくい概念が入ってきて、通常保育との関係の中で、先ほど子

ども課長が言われるのは、保育の質に関するカリキュラムと言うんだろうか、ちょっとわかりませんが、その辺との関係で、非常にわかりにくいなということですので、その辺、御説明願いたいなというふうに思います。

○子ども課長

保育所における保育の利用に関する規則について、通常保育という表現をさせていただいております。こちらについては、今回、どうしてこの規則が単独にできたかといいますと、まず実施に関する条例に基づいた施行規則がございました。そちらのほうにおいて、こうした今回の利用に関する規則という内容の部分が含まれておりました。実施に関する条例の保育の実施基準がなくなった関係で、特別保育の関係、先ほどから御質問のある一時保育であったりとかいうような部分について、独立させた条例にさせていただいております。それに基づいて、施行規則というのを改正しておりますので、今回、この部分について抜き出しをした形でさせていただいております。

それで、通常保育というところが、従来ですと、保育に欠けるお子さんの実施児保育というような形でやっておりました。今度、実施児、保育の実施という言葉がなくなって、保育の利用という方向に児童福祉法のほうが変わってまいります。その中で、実施児という表現ではなくて、変えさせていただいて、通常保育、これは実際、国においてもこの時間を具体的な表現は何かという、はっきり明記されたものがございませんでした。ですので、ちょっと正直申し上げて、私どもも苦慮した結果、通常保育というような表現をさせていただいております。こういった通常保育という表現を使ったり、違う表現を使っていたり、資料によっても違っていたものですから、その辺はどうするかというのがありますけれども、私どものほうが通常保育という従来から申し上げておる時間、午前8時、午後4時というのを基本で、やはり実施児保育についても午前8時、午後4時というような形でやっておりましたので、同じような形の考え方の中でさせていただいておるといような形

でございます。

○佐藤委員

例えば、同じ園の中にも標準保育の方、11時間タイプ、もちろん10時間の方もその中には含まれるわけだけでも、11時間の方も含まれる。そして、今回、短時間、8時間以下の方も含まれる。もちろん、名称はともかくとして、従前もそれぞれの働き方の違いによって、実態としてはそういう形でものがあったというふうに思いますけれども、それが両方保育を必要とするコアとなる部分、共通してその保育所にいる時間が少なくとも、午前8時から午後4時と。それ以降については、それぞれの必要量に応じて、帰られる方もおとし、そのままおられる方もおると、そういう関係の中で、この時間なのかなという感じもするんですけれども。

それと、もう一つは、土曜日の午前8時から正午までが通常保育ということになっています。しかしながら、知立市ではこうした形でやってきましたけれども、昼までいいよという方も見えかなというふうにも思いますけれども、しかし一方では、先ほど言ったような形で、これを午後2時まで延長したり、さらには午後6時まで長時間も含めた延長をしたりという保育所もあるわけですよ。当初は、午後2時で終わっとったわけだけでも、働き方の違いによって、それぞれの御家庭の御要望があって、それを実施せざるを得なかったという一つの形として、結果として、そういう形をとらざるを得なかったかなというふうに思うんですけれども、しかしながら、土曜日について、そうした点では午後0時でくるといことがふさわしいのかどうか、今すぐ、私、それがどうのこうのということは言えませんが、実態としてニーズのあったところで、11時間対応なり、8時間対応なりしてもらえばいいということはありませんけれども、実態と通常保育との関係を今後、もうちょっと整合性のある形といいますか、うまく言えませんが、そうしたものにしていくな必要があるのではないかなというふうな気もしているんですよ。その辺はこれから、私はそうい

うふうに受けとめているわけですが、担当の方たちはそういうふうではないよということかもしれないけれども、そうした整合性ある対応も、全ての園がそういう形で必要だということでこれから進んでいくなれば、そうした方向に切りかえていかなければならないことだろうなというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○子ども課長

土曜日の保育というところについての御質問であるかと思いますが、今現在、午前8時から正午、これ、従前からこのようにさせていただいているんですが、以前から引き続き、午後0時までの園というのが逢妻保育園でございます、現在も。そういった過去からの流れで延びてきておる園とか、そういうものがございまして、ここら辺は今までと変わってきていないというような状況でございます。また、今現在も逢妻保育園はそういった状況もございまして、ここら辺については、そのままにさせていただいております。

今後についてはどうなのかという部分でございますけれども、現状、働き方によって、土曜日に就労が遅くまで必要だというような方についても、園ごとの開園時間というのは入所申し込みの段階でそれぞれお話をさせていただいて、案内のほうもさせていただいております。その中で、保護者の方に園を選んでいただいているという形にしてございます。ですので、ちょっとそういった部分、今後、そういったものが、時代というところがいろいろ変わってきております。そういったものが本当に必要なかどうかというところが出てきたときに、私どもがやっぱり考えないかんとときがあるのかもしれませんが、現状としては、今回は新制度に変わった中で、現状維持をさせていただきまして、今回の条例をあげさせていただいておるといった形でございます。

○佐藤委員

現在、午後2時までが知立、上重原、高根、八橋、上重原西と。それから、午後6時までが来迎寺、南、新林、宝という形になっています。ただ、実際に土曜日がお仕事だったり、またトヨタ系

などで御主人が土曜日は基本的には休みということが言われておるわけだけども、しかし仕事の関係で、しょっちゅう土曜日もお勤をせざるを得なかったりとかそういうことで、少数ではあってもお困りの方がおるわけです。皆さん、自分の近いところの園のところに行かれて、そういうときに対応できないという場合も結構あったりするんですよ。そういうときの対応は、例えばどんな形で対応したらよろしいでしょうかね。

○子ども課長

現在、保育園、できれば、親御さんからすれば近い園がいいというような形でございますけれども、私どもとしては、保育の提供ということがまず第一にありまして、その上で、保護者の方に、保育所の時間だとかというのを見ながら選んでいただくというような形にならざるを得ないのかなというふうに感じております。

○佐藤委員

ただ、選んでいただくということを言われますけれども、実際的には、申し込んだ保育園には入れなくて、別の保育園に行かざるを得ないということで、そうした対応ができないという方も中に見えるんですよ。そういうときの対応はどうしたらいいかなということ、お困りの方も見えるんです、そういう場合。それは、土曜日の一時保育みたいな形になるんですかね。例えば、別の園で一時保育を土曜日実施しているところに行くのか、そんな対応なんですか。

○子ども課長

現在の状況ですと、土曜日の保育においても、在園している園での御利用ということにさせていただいております。ですので、ちょっと申しわけないですが、ファミリーサポートセンターの活用を希望したいという状況でございます。

一時保育においては、今、土曜日は午後0時までの保育という形にさせていただいておりますので、申しわけございませんが、午後の御利用はできません。

○佐藤委員

ちょっとこの条例とは少し離れますけれども、地

地域型保育が計画の中に盛り込まれておりますけれども、これの見通しと、地域型保育の場合、連携の園でしたか、それを持たなければならないということが言われていますけれども、地域型保育の見通しはどのような状況にあるのか。また、地域型保育をやろうとする事業者の皆さんが連携保育を、保育所を探しているときにどのような支援が可能なのか、公立園がその連携保育所になってもらえるのか、その辺はどうですか。

○子ども課長

地域型保育の見通しについて、今現状、そういった小規模保育事業のほうへ参入したいという事業者が2事業者、伺っております。今、現状ですと、平成28年度からというような感じの、事業者との話では、そういった中でちょっとお話のほうをさせていただいております。ただ、具体的なお話としては、今現在、その段階のお話でして、もうちょっと踏み込んだお話というのはどうするのというところはできておりません。ただ、一つ、今回のまだちょっと予算というところに、今後、当初予算がありますけれども、その中に地域型保育事業に参入したいという事業者の事業所の改修というものも考えていらっしゃる事業者もごございます。そちらについては、ちょっと国の制度のほうもまだはつきり、国が毎年のようにころころ変わる関係で、ちょっとお話がちゃんとできないんですが、予算のほうには、平成26年度の制度に乗った形でのものを少し計上させていただいております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第10号について挙手により採決します。

議案第10号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第10号 知立市立保育所条例及び知立市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号 知立市介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

知立市介護保険条例の一部を改正する条例についてですけれども、これ、1カ月、これで保険料、知立市は、新聞にも載っております、6,000円よりはうんと安いんですけども、具体的にどのようなになるのか、ちょっと説明してください。

○長寿介護課長

5期のときの月額が3,680円というものです。それが第6期、向こう3年間では1カ月4,250円というものになります。

○高木委員

参考資料のほうにも表を載せていただきまして、議案第12号の参考資料ということで、こんなふうに変わっていくんだよということで、これは本議会でも説明がありましたけれども、ここの部分で、標準というのが年額5万1,000円ということでよろしいでしょうか。

○長寿介護課長

5万1,000円でございます。

○高木委員

この増額というか、保険料の改正により、年間、知立市としては7,722万8,000円の増のようですけども、これは昨年度ですけれども、今回はどれぐ

らの増額になりますでしょうか。それは、どれぐらい見込んでみえますでしょうか。

○長寿介護課長

5期との比較で、数字はちょっと今出していますが、後ほどということをお願いします。

○稲垣委員長

ここで午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後0時58分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課長

先ほどは失礼しました。

保険料の比較のお話でございました。高木委員の言われた7,700万円というのは、平成27年度予算と平成26年度の予算を比較していただいたものでございました。そして、質問は、前期の計画と今期の計画の保険料の収納必要額の差額はどれだけかということだったと思います。5期の計画では、17億620万円余の必要額に対して、今期は22億8,000万円の保険料必要額、この差額は3カ年で5億7,400万円が必要となるという計画でございます。

○高木委員

第6期介護保険事業計画、第7次高齢者福祉計画の中を見ますと、現在、平成27年度から平成37年度、10年後の計画までが61ページのほうに載っておりますけれども、すごい額になってくるんだなというふうに思うんですけども、やはりこうなるということは、見通しなんですけども、介護保険料というのがやはり着実に上がっていくと、上げなければならないというふうになるんでしょうか。

○長寿介護課長

今回の計画の中では、そういう形がとれるというふうに考えております。

○高木委員

少しでも住みやすいために、介護保険料も支払っていかなければならないというふうに思うんで

すけども、今回、この条例の中にあります附則の部分について、ちょっとお伺いしていきたいと思えます。

附則の部分第7条なんですけれども、第7条の第1項で、先日3月16日提出いただきました予防給付の見直し（介護予防生活支援サービス事業）ということで、②事業内容の中に、訪問型サービス、そして通所型サービス、これは何回も私も質問をさせていただいております。その下にあります、その他の生活支援サービス（配食、見守り等）ということがあります。これも平成29年3月31日までということで、何か見直しというのがありますでしょうか。

○長寿介護課長

国のほうの計画の中に、今回、こういった形で配食、見守りというものが組み込まれたわけなんですけれども、知立市については、以前から配食サービスは行って、そういうことを利用して見守り等もやってきておるわけですので、今のところ、この形が入ったからといって、直ちにこれがこういうふうに変わりますよというものはございません。

○高木委員

よろしく、今までどおりということでやっていただければありがたいんですけども、配食のサービスに関しましては、もう少し大きな目で見させていただいて、自分がきょうはうどんが食べたいなと思ったら、うどん屋さんにも配達してもらえような、そんなサービスを考えていただけると、非常にありがたいなというふうに思いますけど、そのようなことは、うどんはなくても、カレーライスとか、個々から注文する人は、おすしも食べたいなというときに少しサービスが受けれるという、そんなようなことを考えていただくことはできませんでしょうか。

○長寿介護課長

おっしゃることは大変よくわかりますし、業者から見れば、それはありがたいことだろうなというふうには思うわけですけども、これは配食等も、給食の事業者にやっていただいているわけですので、そこの中で採算の合うラインが出てくれ

ば可能かと思えますけども、その辺のところは、相談とかもしたことがありませんので、実際にメニューをふやせる方向でできるかどうか、これは確認はさせていただきたいと思えます。

○高木委員

ぜひとも、ここに見守りということが載っております。見守りというのは、本当にヤクルトとか配達して下さる方でも、見守りということをお願いできることですので、本当にそういうサービスでも少し補助がいただければ、もっとみんな積極的にして下さるんじゃないかなという気がしますので、よろしく願いいたします。

第7条の第2項、第3項、第4項ということで、先般、保険健康部長のほうから説明がありまして、第2項に関しましては、医療に関する専門知識、第3項に関しては要介護状態の予防と軽減、そして第4項については認知症の早期発見、認知症の疑いのある人に対する支援ということで、この四つが上げられておりますけれども、これが1年おくれて平成31年から平成32年の事業になるんですけども、具体的にこの件については、この3項についてはどのようにタイムスケジュールを考えてみえるのか教えてください。

○長寿介護課長

条例の中で、平成30年4月1日から実施というふううにうたわさせていただいております。今のところは、各市の状況を見ても、直ちにスタートできるところは非常に少数でございます。

知立市についても、今のところは、手がついていない部分はある程度はあるわけですが、事業として完成していますよという形で言い切れるものはちょっとないのかなという形の中で平成30年と。

今後は、どういうふうな形ということになってくるわけですけども、まず医療機関との連携とか、そういうものが非常に大きくなってきます。それから、1番の事業なんかについていいますと、在宅医療の推進とか、こういうものも入ってくるわけですけども、在宅医療という概念が今のところ、我々のほうにはほとんどないわけですよ。今ある在宅医療というのは、医者が個別に往診を

しているというようなものです。これを事業としてとらえていくということになってきますと、非常に大変なことになってくるのかなと。

ここに私、今、在宅医療・介護連携のための市町村ハンドブックというのを持っています。国立長寿医療研究センターというところがつくっているわけですけども、ここの中にも、在宅医療の推進に関しては、これまで市町村になじみが小さく、担当課が決まっていない、だからここを決めるところからスタートするんだよというような形が書いてあります。先進地として、愛知県内で津島市の例がここに載っておるわけですが、ここですと、そのために高齢医療課の中に職員を3人持った新しいグループをつくってスタートしているというようなことが書いてございます。この辺のところを参考にということになると、非常に市のほうも人員配置だとかいうことも大変になってきますので、なるべくこういったところの様子を見ながら、まねするという言い方だと悪いですけども、そういうところを参考にしながら、なるべく効率的にやっていけるように考えていきたいというふうに思っていますので、今、何年にこれをやりますということが言えたらいいんですけども、とりあえずはできているところの様子を見ながら、平成30年には確実に間に合わせたいというふうに考えております。

○高木委員

長寿介護課でこの事業をやらなければならないと思うんですけど、この計画、企画等、実際に今の人員では、ちょっと私、大変じゃないのかなという感じがします。この事業プラス、時にいろいろな緊急のことがあると思うんですけども、何か専門職の方を置くというような計画は、これに対してありませんでしょうか。

○長寿介護課長

計画として持っているということはございませんけども、私の希望としては、来年度、人員配置要求があるわけですけども、その中で希望を出していきたいというふうには思っています。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

先ほど質疑がありましたけども、第5期には3,680円と、基準額が、そう言われました。今回は、4,250円という形で、年額で5万1,000円という形になりましたけれども、保険料段階が1段階から12段階が今回提案されておりますけれども、前回はたしか11段階でしたか、12段階にしたと。さらに、多段階も可能性があったかと思えますけれども、12段階にしたということについての御説明をお願いします。

○長寿介護課長

12段階を13段階にするだとか、いろいろ考えていけばあるわけですが、他市の状況を見ても、大体12段階ぐらいでいい線かなというところがあります。

国のほうは、今回、6段階を9段階にふやしてきたわけですが、そこに合わせて、市のほうで1段階から8段階までは同じ段階区分、所得段階は同じというふうにさせていただいて、国のほうは、9段階以上は一定額1.7倍のランクで切っていたわけですが、その部分を知立市の場合は、先回の計画から2.0倍が最高額ですので、その2.0倍になるまでの間、1.7倍を2.0倍にしていく段階を見たときに、4段階ぐらいに切ると、ちょうど0.1倍ずつぐらいで切れてちょうどいいのではないかと、落ちついたということでございます。

○佐藤委員

それで、もう1点、お聞きしますけれども、今度の介護保険法が、利用者負担が年収280万円以上という形で、2割負担に今度なりますよね。この前、資料をいただきまして、現在、利用者数が全体で、重複があるということですが、2,391名、そのうちの653名、27.31%が2割負担になるという試算をされて、今度の保険料も給付等を含めて算定されたかなというふうに思いますが、保険料段階でいいますと、2割負担になる方たちはどこに当たるのかなと。第8段階の上の方からが大体そこに当たるのかなという感じ

もしますが、その辺はいかがでしょうか。

○長寿介護課長

世帯の人数によって若干異なってきますので、一概には言えないんですが、今、佐藤委員のおっしゃられた線で、大体区切って考えればいいと思います。

○佐藤委員

2割負担の方たちの影響額というのは、この前言ったのは3,000万円でしたか。幾らでしたか。もう一度。

○長寿介護課長

7,600万円というふうにお答えしております。

○佐藤委員

こういう形で、2割負担も今回導入をされます。それで、もう一つ、お伺いしますけれども、国のほうは、当初1段階から4段階ですか、こちらのほうの資料を見ますと、低所得の皆さん、住民税が非課税の皆さんの負担が重いということで、政省令の中ですか、これは。介護保険会計の中ではなくて、外で国2分の1、そして県市が2分の1という形で、現在ある第1段階の0.5、それから第2段階の0.7、そして第3段階の0.7になっていますけれども、これらについて、外から負担をして、第1段階を0.5から0.3、第2段階を0.7から0.45、第3段階を0.7から0.65という形で軽減をするということを言っていたわけですが、実際にはこうした形にはならなかったわけですが、改めて今回、どういう形になっていくのか、これについてお知らせください。

○長寿介護課長

資料のほう、議案第12号の参考資料の図のほうをちょっと見ていただくと、隅っこのほうにちょっと書いてございます。平成27年度からは、第1段階を0.45にしますよと、この部分だけが平成27年度実施で、残りの部分は平成29年度から、佐藤委員が言われたように、第1段階を0.30、第2段階を0.45、第3段階を0.65にするという計画ということでございますが、今回の議案の中では、この第1段階の0.45も加味してはなりません。これは、次の4月の臨時議会が6月の議会で、この部

分の改正については、改めて上程をさせていただくという段取りでございます。

○佐藤委員

外づけの軽減措置なので、それは条例提案ということで、これは臨時議会でやるということでありますけれども、第1段階を0.45という形で軽減がやられるわけですが、実際には0.05という形で、0.45にしていくわけですが、知立市の負担は、この前の話では4分の1負担ということで、単年度で60万円ぐらいでしたか。

○長寿介護課長

ちょっと資料を探すのにお時間をいただきたいと思っております。

○稲垣委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時15分

再開 午後1時16分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課長

失礼しました。52万円ほどということでございます。

○佐藤委員

今回、本格実施は平成29年ということになりますけれども、今まで一般会計からお金を入れて、介護保険会計に直接入るわけではないですけれども、なかなかそれは国が認めなかったですけれども、今回、第6期に当たって、全国一斉にそうした形での軽減措置をとられるというのは、ある意味で画期的かなというふうに思いますけれども、その背景は、国も低所得者の皆さんの生活を鑑みたと、これじゃいけないなということだろうというふうに思いますけれども、担当としては、どのような認識で受けとめられておるんですか。

○長寿介護課長

国の指示どおりにやっていくしかないのかなというふうに思っております。

○佐藤委員

いやいや、国の言うとおりのことじゃなく

て、そういう措置を今までとることはなかったわけですよね。けれども、今回第6期に当たって、そうした措置を国がとろうと。残念ながら、これが本格実施は平成29年になりましたけれども、そうした対応を国がとろうとしたことに対して、国の言うとおりにやるだけだということだけでも、私は、さっき言った内容ではないかということでも言ったわけですよね。だから、国がそうしたこと、かつてない対応をとろうとしている、このことについてどうした認識かということを知りたいんです。

○長寿介護課長

認識といいますか、私の個人的な感想としましては、介護保険料もどんと今引き上がっている状況です。低所得者の方の年金収入等はふえていかないわけで、その分、生活にあてる部分を圧迫しているのかなと。それについて、何らかの対応をとらないと、その辺がもたなくなってくるので、こういう軽減制度を入れてきたのかなというふうには思っております。

○佐藤委員

これを知立市が今年度、全面実施をした場合、知立市の負担はどれぐらいになりますか。本来やるべき実施を、第1段階の0.05の軽減ではなくて、平成27年度、第3段階まで本来やるべきことをやったら、知立市の負担は幾らになりますでしょうか。

○長寿介護課長

全体の事業費が、平成27年度で想定しますと、1,550万円ですので、それを4分の1に割ったものの、387万円ほどというふうに思います。

○佐藤委員

そのお金でどうのこうのということを言うわけではないですけれども、本来、これを国が文字どおり、当初どおり実施をしていれば、知立市の負担は300幾らと。これが3年間にわたって、約1,000万円ですか、知立市が負担するという額が。私は、そうした意味合いからみたと、新たな、ここにそれを使ってこのところを軽減せよというふうには言えませんが、本来負担する部

分を使って、さまざまな保険料や利用料の軽減に充てることも可能だったのではないかなというふうに思いますけれども、そういうことは一つも検討はされませんでしたか。

○長寿介護課長

金額的な想定はしたわけですが、実施するかどうかということになりますと、やはり他市、近隣市やなんかの状況だとか、そういうものもございます。全国的に見ても、それをやっていくところは、厚生労働省の指導もあって、それは基本的な考え方として間違いですよということを言ってきておるわけですので、導入するところもまずないであろうというふうに思っておりますので、知立市でそれをという考え方はありませんでした。

○佐藤委員

私はそうした点の、いずれにしても、その後、負担をしていかなければならないという関係があったにしても、先ほど長寿介護課長も言われたように、この対象者の方々が大変になっているということも事実なわけで、何らかの形の利用料等を含めた軽減をやるべきではないかなというふうに私は思ったわけです。ここで聞くのがふさわしいか、予算で聞くのがふさわしいかわかりませんが、いずれにしても、そうした措置も検討できたのではないかなということを言っておきたいなというふうに思いました。

それで、もう1点、お聞きをしますけれども、先ほど高木委員が聞きましたけれども、第7条の関係で、これは第1項で平成29年3月31日までは行わないと。いわゆる地域総合支援事業ですか、これについてやらないということですが、この地域支援事業について、要支援の方々が訪問介護、通所介護、その部分について外されるという形の中で、もう一つは、そうした形のものをつくっていくということになりますけど、その内容はどのようなものか、いま一度、お知らせを願いたいなというふうに思います。

○長寿介護課長

国のほうから類型で示されております。例えば、デイサービスA型、B型、C型というような形で

示されておるわけですが、それに沿って、できる限りそういった事業の多様化が必要ですので、そういったものを市のほうでつくれるものはつくって、できないようなものについては民間の事業者にも声をかけながら、平成29年までになるべく多様なメニューが提供できるようにしていきたいというふうに思っています。

○佐藤委員

多様なメニューと同時に、そこには専門家による、保健師などによる専門的なサービスもあるかというふうに思いますけれども、その辺はどうなっていくのかなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○長寿介護課長

A型にしても、B型にしても専門家が必要な部分もありますし、全くボランティアだけでという、サロンの中でもそういった部分もあるのかなとは思いますが。それは、その実情に応じて、専門職が必要なところは、当然置いていかないかんというふうに考えています。

○佐藤委員

それで、近隣市の場合、4月1日からこうした形でスタートするところがありますか。

○長寿介護課長

あります。高浜市がそうなんですけど、余り聞いても、詳しい話が聞けないですので、あらかじめ言っておきますけど、お願いします。

○佐藤委員

ぜひ、高浜市がどういう中身でやるのかちょっとわかりませんが、お知らせ願いたいなというふうに思います。

それと同時に、そこにも利用料が発生するというふうに思いますけれども、この利用料について、市町村が独自に定めるわけですよね。それは、どの範囲の中でということは、国は示されておるのでしょうか。

○長寿介護課長

利用料は、従来の単価といいますか、それ以下というふうに、基準は一応、定められております。

○佐藤委員

そうすると、今までどおりということは、1割負担ということでよろしいですか。

○長寿介護課長

必ずしも1割負担ということではなくて、今までの負担額よりも下げると。以下ですので、今までの負担額と同等か、それより低い金額ということです。

○佐藤委員

例えばここで、先ほど言った介護認定とは違うので、一概には言えないというふうに思いますけれども、従来以下ということは、1割負担だなというようなイメージ、ちょっとそこどころがファジーでわからないんだけど、例えば今回、介護保険の中で、一定所得収入以上の方が2割負担という中身になりましたよね。そうした方たちは、地域総合支援事業の中では、そうした扱いをとることも可能なのか、その辺はどうでしょうか。

○長寿介護課長

その辺の詳しい基準は示されていないのかなと思いますけども、私としては、それも可能かなとは思っていますけど、それは今後の中で、定額ということもありますし、1割を基準にしたり、いろいろ考え方が出てくると思いますので、それもあわせて、平成29年までに決めていきたいというふうに思います。

○佐藤委員

サービスについては、介護保険の要介護認定の外でありますので、そうした事態、介護保険の中で一定収入以上の方が2割負担になったからといって、地域総合支援事業の中で2割というような事態を招かないように、可能だとしても招かないように対応してほしいなというふうに私は思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○長寿介護課長

それも含めて、今後の検討ということでお願いします。

○佐藤委員

ぜひそういうことのないように、求めておきたいなというふうに私は思います。

それで、先ほど高木委員が2、3、4という形

で聞かれました。これについて、もうちょっと医療機関との連携の話だとか、介護予防の話だとか、それから認知症予防という形でありますけれども、これらについて、日常生活の総合支援事業に関する経過措置ということになりますよね。大きく医療機関との連携だとかということはありませんけど、一般論としては、今までもそうしたことが言われてきたりしているわけですよ。一般論としては言われてきました。認知症予防だとか、そういうことも言われてきましたけれども、あえて法律の中でうたわれて、そして今回は経過措置ということになりましたけど、質的に、今もそういうことは言われているわけですが、どこがどのように変わって、サービスを受ける方たち、高齢者の方がどのように変わっていくのかという位置づけみたいなのはということなんだろうかと。ちょっとわかりませんので。

○長寿介護課長

位置づけをと言われても、なかなか私もよく、難しいなというところがあるわけですが、在宅医療、介護連携等は、今後の2025年からの地域包括ケアの、ここが肝になってくる場所かなというふうに思います。

具体的には、訪問診療だとか、訪問口腔ケア、それから訪問看護、訪問リハビリ、訪問薬剤指導、こういうものが介護保険の枠外のものもあるわけですが、そういったものもこの中で提供されていくようにならないといけない。私のイメージとしては、例えば入院されてる方が退院されて、在宅の介護に移っていくわけですが、その間でも医療的なケアが必要な方というのはたくさん見えると思うんですね。そういうところの間の部分が、今までの制度の中ではない部分、在宅介護という形であれば、そういったサービスがもう既に介護保険の中である。それから、入院中であれば、医療サービスの中で提供されている。じゃあ、そのつなぎということになってくると、例えばかかりつけの医者がおって、退院してきたんだね、それじゃあ私ちょっと往診に行っておけるわという方が見える方はいいんですけど、そ

ういう方って非常に少ないかなと思います。年をとって、急病して、入院して、退院してくる。そのときに、どこへ頼みに、そういうことをお願いしたらいいんだろうといっても、その相談先もないのかなと。そういったときに、在宅医療介護連携の中で、そういったことが相談できるところがある、そういう情報を提供できるところがある、そういった形のものをつくり上げていく必要があるのかなというふうに思っています。これが、一つ目の第7条の第2項の部分かなということです。

第7条の第3項は、生活支援介護予防事業の充実というものでございます。これも、主眼は、コーディネーターというものを置いて、そこで地域での生活をするためにいろんなサービスと、それから本人と行政をつないでいくようなイメージ、例えばごみ出しであるとか、洗濯物の取り入れだとか、そういった生活介助みたいな、こういったものの提供であるとか、あとサロンだとかコミュニティカフェ、認知症カフェ、こういったものの提供、こういったものが第3項の部分。第4項については、認知症の施策の推進ということで、これは若干、今うちのほうでは認知症カフェであるとか、認知症のサポーター制度、こういったものに今力を入れ始めていますので、徐々にでき上がりつつあるのかなと。けれども、最終形としては、包括の中に認知症集中支援チームというものを置いて、そこに専門医も配置をして、その包括と認知症疾患医療センター、地域の西三河南部の中核医療センターみたいなところで認知症のケアをやってもらえる、そこと自分のところの近隣のかかりつけ医なり近所の診療所、そういうところとの連携を図れるような形をつくっていく、これが最後の認知症施策の推進ということで、第7条の第4項というものになるということでございます。

○佐藤委員

そうすると、第2項の場合は、医療機関との連携ということで、今、具体的な例を、入院から在宅へと、その中間のところの両方のサービスというか、医療的な関係と地域に移ったら介護の部分

だけだよという点を、そうすると相談体制を整えながら、市内の医師なのか、どこかわかりませんが、この辺の医療機関との連絡をとり合いながら、いいケアはどうするかというようなことを連携しながらとり、支援をしていくと、こういうことでしょうか。その場合は、地域支援事業、これ、介護保険の地域支援事業でありますけど、当然、医療や、何というか、よくわからないんだけど、例えば要介護認定の方で、医療機関に入って、要介護認定3の方が入ったと。ところが、帰ってきたら、介護保険のそれは中の中でやるわけだけど、例えば今度の医療機関との連携というものが介護保険の中に入ってくるのか、外づけなのか、その辺の費用を含めて、まだその辺は全貌が明らかではない、示されていないんですか。

○長寿介護課長

その辺も含めて、地域支援事業になるというふうに考えております。

○佐藤委員

その辺も含めて地域支援事業と。なかなか、さっき言ったように、要介護3ということで見ると、介護保険のサービスを受ける部分は、介護給付であり、そして医師との関係の中では地域支援事業と、こういう関係だということですね。別に従来、私ども、介護予防だとか、日常生活支援と言われると、要するに一般高齢者、それから特定高齢者と言われて、介護状態になるボーダー、要支援ではないけど、ボーダーの方たちというイメージだったんだけど、それとは違うということでしょうか、これは。

○長寿介護課長

ボーダーと線を引いて、そこで切つてということではなくて、つながりを、オーバーラップする部分を支援していくんじゃないかなと、私のイメージですけども、そんなふうに思っています。

○佐藤委員

第1項については、この間、議論をしてきて、いろいろあったけれども、第2項と第3項、それから第4項については余り、正直言って知らなか

ったわけですよ、私自身は。ほかの方はともかくとして、知らなかったものですから、そういうことかなというふうに思いました。ですから、そうした情報についても、ぜひお知らせを願いたいなというふうに思っているところですけど、そんなこともぜひお知らせを願いたいなというふうに思います。

以上です。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第12号について挙手により採決します。

議案第12号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって議案第12号 知立市介護保険条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号 知立市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

私、この条例がちょっとわかりませんので、どういう趣旨のものなのか、ぜひ御説明願いたいなというふうに思いますけれども。

○長寿介護課長

まず簡単なお話ですけれども、指定介護予防事業というものは、要支援1、2の人のケアプランを作成する事業ということでございます。知立市では、包括支援センターが担当というふうになっております。

今回の条例の内容については、既に厚生労働省令の中に、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかわる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準という、非常に長い厚生労働省令というものがありません。その基準を参酌して条例で決めなさいというふうに、第3次一括法の中で決まりましたので、条例化したというものでございますが、内容については、先ほど言いました基準をそのまま条例化したというものでございますので、利用者だとか事業者の方にとって、何か変わってくるものがあるというものではございませんので。唯一、書類の保存期間、これが厚生労働省令だと2年ということになってはいますが、市の条例では5年というふうに変えさせていただいています。これは第5条です。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、従来からありますけれども、第59条第1項というのは、特例介護予防サービス計画費の支給と、これが介護ケアプランと、要支援にかかわるケアプランということですよ。それで、条例で第115条の24第1項は、基準を条例で定めるということですよ。ずっと、ここに一般原則というものがありません。それから、第5条の中で、今言った記録の整理をしなければならないと。これを国のほうは2年ということでありまして、市は5年にしたという点で、国の参酌すべき基準から見れば、大幅に長いわけですけども、いいことだろうというふうには私は思いますけれども、あえてここを国の参酌どおりではなくて、参酌して5年となったわけですけど、5年という期間にしたのは、どういった意味合いでしょうか。

○長寿介護課長

この5年をしたことで、多分、意味合いとしては、こういうふうによくなるということはないのかなと思うんですけど、介護報酬の請求等に不都合があったようなときに、返還であるとか、そういうものの必要も出てくる可能性がございます。そのときに、時効期間が5年になってくるのかなということで、証拠書類となる書類が5年保存する必要があるのではないかとということで、5年というふうにしたというものです。

○佐藤委員

そういうことね、わかりました。

それで、もう1点、教えてほしいんですけども、今までと変わらないというものの、第6条のところ、指定介護予防支援の事業にかかわるその他の基準と。前第2条に定めるもののほかということで、指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準は、指定介護予防支援等基準省令に定めたとおりにするというところでありますけれども、これを見ただけでは、どのぐらいのものなのか、どのような内容なのか、ちょっとわからないということがあって、私もこれを開いてみましたけれど、なかなか膨大な量の規定でありまして、よくわからないというのが率直なところでありまして、大まかなところをぜひお知らせ願えたらなと思いますけれども、どうでしょうか。

○長寿介護課長

申しわけございません。今までと変わらないという認識の中で、基準をちょっと見ていませんでしたので、後ほど後ろのほうから持ってきますのでお願いします。

○佐藤委員

なかなか見ただけでは、ちょっと理解ができなかった。数字が出てきて、誰を何人置きなさいというようなものなのかなと思って、なかなか私は、そこまでたどりつくことができなかったんですけど、人員に関する基準ということで、従業者の人数ということで、保健師その他知識を有する職員を置かなければならないと。そして、常勤を置かなければならないということと、常勤の管理者を置かなければならないと。ただし、管理に支

障がない場合においては、地域包括センターの職務に従事も可能だよと。常勤で管理者を置かないかんけれども、支障がなければ、地域包括センターの仕事もやっていいよと、このような基準だろうということだけはわかりましたけれども、その他についてはちょっとわかりませんので、わかったら教えてください。

○長寿介護課長

ちょっと資料を読まさせていただきます。

先ほど佐藤委員のおっしゃられたとおりのことが書いてあるということで。

○佐藤委員

これは賛成、反対せないかんもので、どういう中身かなということはある程度わからないと、手も挙げれんなということでお聞きしているわけです。ただ、そういったことが書いてありますけれども、何人置かなければならないとか、そういうことまではちょっと私、わからなかったものから、その辺はどうなのかなということをお聞きをしたかったんですよ。

○長寿介護課長

申しわけございません。資料を後で提出させていただきます。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第13号について挙手により採決します。

議案第13号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第13号 知立市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号 知立市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○高木委員

この条例に対してですけれども、先般、第4条に載っております人員に関する基準というところで説明を受けました。知立市が果たしてこの人数に適しているかということがちょっとわからなかったものですから、お聞きしたいんですけど、もう一度、現在の状況、保健師その他これに準ずる者ということで1名、社会福祉士その他これに準ずる者1名となっておりますけれども、3番にも1名となっておりますけれども、知立市としては、現在どのような人数で運営されているのかお聞かせください。

○長寿介護課長

社協の中の包括の配置でございます。

保健師が正規1名、それから任用職員1名、それから社会福祉士に該当する人が正規で1名と任用職員で1名、それから介護主任支援専門員に該当する人が正規で1名、それから任用職員で1名、それからアルバイトで1名、全員で7名ということでございます。

○高木委員

そうしますと、今現在、知立市の第1号被保険者数は、今の人数の7名で運営されていても、何ら問題ないということでしょうか。

○長寿介護課長

基準からすると、おおむね適用で、6,000人にそれぞれ1名ずついるということですので、1万2,000人を超えた段階で、3名、3名、3名にす

る必要があるというものではございますが、ほぼ1万2,000人のおおむねということで、2名、2名、2名ということでさせてもらっている中で、今のところは非常に円滑に運用されています。というのも、知立市の場合は、包括のほかに在宅介護支援センターというものがございまして。その中では、職員がそれぞれ1カ所に1名ずついますので、実働としては、国の基準でいう包括の人数には入らないわけですけども、実働としては、包括の業務と同じような形で、相談業務であるとか、そういった形で動いていますので、それでやれているのかなというふうに思っています。

○高木委員

決算報告を見させていただきましても、在宅介護支援センターのほうでも多くの相談等に乗っていることはよくわかりました。

ここで、基本方針等の第3条の第2項なんですけれども、「地域包括支援センターは、知立市介護保険審議会の意見を踏まえて」というふうになっておりますけれども、知立市には、知立市地域包括支援センター運営協議会というのがあるんですけれども、なぜここで知立市介護保険審議会が意見を言うんですか。

○長寿介護課長

この介護保険等審議会というふうになってございます。この介護保険等審議会のほうは、条例で設置してある審議会ではございますが、その中の審議事項の中で、包括支援センターに関するということというふうに入っております。つまり、介護保険等審議会がその業務を兼ねているということになりますので、こういった形にさせていただいています。

○高木委員

介護保険等審議会条例を見まして、所掌事務の中に、包括というのは出てこないと思うんですけども、今、包括とおっしゃったんですけども、じゃなぜ知立市のほうには今言った包括の協議会というのがあるんですか。ホームページを見ましてもありますけれども、ちょっと私、その辺がわからないんですよ。あえて包括のことを介護

保険審議会ですらなくても、包括のほうでやれるなら、この協議会でやればいいんじゃないですか。

○長寿介護課長

知立市附属機関の設置に関する条例、ここの中の別表というのがございます。ここの中に、知立市介護保険等審議会というものがあまして、表形式になっておりますが、ここの中の（４）担当事務の中に、地域包括支援センターの設置運営に関する事項を調査・審議することというふうに規定されております。あえてここでこういう形で入れたのは、こちらのほうが条例で設置された審議会ということで、上位の機関ということになりますので、この名称を使ってやっているということでございます。

○高木委員

上位の条例で、審議会の委員の中には、今のお話にありましたように、審議会の委員をもって、この包括支援センターの運営をしますよというのはわかりました。

平成18年ですか、この地域包括支援センターはできまして、そのときに、他市では包括支援センターの条例をつくっているところがあるんですね。知立市も今後、介護予防の面では、地域包括支援センターが大きなウエートを占めていくと思うんですけども、条例化ということは考えてみえませんか。

○長寿介護課長

一応、介護保険のマニュアルの中では、条例化する必要はないというふうに書いてあるので、今のところ、そういう形はとっていないということなんですけど、業務の重要性から考えて、それもあきらかなという感じはしていますので、今後の検討材料とさせていただきたいと思います。

○高木委員

確かに介護保険もそうですけれども、これで大きく平成29年度から事業の内容は変わってくると思うんですね。やっぱり介護予防のほうと包括支援センターというのはぴったりくっついていかなきゃいけないし、介護保険というのは、介護を使う人みたいなふうになってくると思うんです。で

すから、ぜひとも私は条例化され、やはり切り離して、健康づくりという面でも、地域で高齢者を支えていく面でも、ぜひとも条例設置ということをお願いしたいと思うんですけども、別で。介護保険審議会が全てやるなんてことは、ちょっと私はというふうに思うんですけども、市長、この点、どのように、前向きにこれから包括支援センター、重要な位置を占めると思うんですけども、所見をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○林市長

包括支援センターは、これからもますます重要な機関になってくるというふうに、私も確信をいたしております。そうしたことで、よりわかりやすく、また、よく審議をしていただくという意味でも、条例化をしていくということは大事なことかなというふうに考えております。今、長寿介護課長が申しあげましたように、検討課題の一つというふうにさせていただきたいと思っております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例という形です。今までも包括支援センターはあり、活動をしてきたかというふうに思いますけれども、今回、この条例は平成27年4月1日から施行するという形で、こうした包括支援センターにかかわる条例はなかったのかなというふうに思いますけれども、この点、どうでしょうか。

○長寿介護課長

おっしゃるとおり、ございませんでした。

○佐藤委員

そうすると、今回、この趣旨を見ますと、この条例は介護保険法第115条の第46条第5項の規定に基づき、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定めるものとする。前後は、包括にかかわるような指定介護予防支援等の基準という形で、先ほど基準が言われましたけれども、あえてこれを法律でうたって条例化するという意味合いはどこにあるのでしょうか。

○長寿介護課長

条例の提案理由と同じことになりすけども、第三次一括法の中で介護保険法が改正されて、この基準を条例で定めなさいというふうに決められたので、条例化するということですが、基準については、今まで省令で定められた基準をそのまま条例化したというものでございます。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時08分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課長

先ほど指定介護予防支援事業の配置職員の人数についての御質問です。それについては、1人以上を置くというふうに規定されていますので、何人置くということではなく、1人は置くという規定でございますので、よろしく願います。

○佐藤委員

今回は、省令の定めを条例化したということがありました。そうだとすると、あえてこれを条例化するわけですから、条例化をなさいということですから、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施と、これの位置づけがかなり高まって条例化されたというふうに私は認識しますが、そのとおりでよろしいですか。

○長寿介護課長

第三次一括法全般の解釈ということになってくるのかなと思いますけども、権限を地方に移譲していく流れの中の一環かなというふうに思っています。

○佐藤委員

それで、ここで人員に関する基準ということで、「1の地域包括支援センターに担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上、6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の人数は原則として次のとおりとする」ということですが、3,000人から

6,000人ということですよ。一つの地域包括支援センターがエリアとするのは、1号被保険者が3,000人から6,000人と。また、この表のとおりで、地域によって小さいところもあるので、こういうふうになっているんだらうと思いますけど、この辺を御説明ください。

○長寿介護課長

知立市の場合は、包括支援センターは1カ所でございます。その中で、今現在、1万3,000人余の該当者があるということでございます。

先ほど高木委員のお話の中でもちょっとさせていただきましたが、6,000人単位で切っていくと、1万3,000人はほぼ1万2,000人と、おおむね規定ですので、という解釈をさせていただいて、6,000人ごとに1人ずつ該当職員がいるということですので、最低基準は、2人、2人、2人という解釈をさせていただいております。若干、おおむね規定ですけども、人数はオーバーしていますので、今後は、被保険者数がふえるに従って、この辺のところの改善も必要かなと思っておりますが、今現在は在宅介護支援センターもあって、そこが十分包括の機能も果たしているという部分もございますので、業務としては、不足した人数というふうには考えておりません。よろしく願います。

○佐藤委員

そうすると、確認しますが、この前、保健師その他これに準ずる者、こうなっていますが、知立市は2人ということでしたか。社会福祉士その他これに準ずる者に、主任介護支援員その他これに準ずるもの、3人というふうにこの前、報告を聞いたと思いますけど、これでよろしいですか。

○長寿介護課長

そのとおり、3人の内訳が正規職員1人、任用職員1人、臨時職員1人ということでございます。

○佐藤委員

それで、従来、中学校区に1カ所などと言われてきまして、その間、知立市の場合は包括は1カ所であっても、人数もこれで2カ所分の人数を配置していますよ。なおかつ在宅介護支援センタ

一があり、そのこのところでもってその機能を果たしているのです、1カ所でいいよということでありますけれども、地域包括支援センターの機能というものをちょっと明らかにさせていただいて、在宅介護支援センターというのは、地域包括支援センターの役割を果たしているということをおっしゃいますけれども、どうした役割を担っているのか。そこに、地域包括支援センターの役割を一部果たしておられるということであれば、人員の基準もあるわけですので、そこへ財政的な支援も当然やられているのかなという感じもしますが、その辺はどのようになっていますでしょうか。

○長寿介護課長

包括支援センターの機能としましては、相談から入っているようなサポート、一連の流れがあるわけですが、在宅介護支援センターについては、まず入り口の部分の相談事業から入って、相談だけで済めばそこで完結、つないでいく必要があれば包括へつなぐという形で、連携してやっていますので、そういった形で包括もある程度は役割を果たしているというか、十分果たしているというふうに考えています。包括に対する財政的支援というものについては、在宅介護支援センターについては、1施設当たり350万円、年間の委託料を支払っております。

○佐藤委員

そうすると、相談で完結する場合もあるし、そもそも在宅介護支援センターというのは、そうした要介護状態を問わず、そうしたことに対する相談活動をやるというのがある意味で、また相談があつて、その方にふさわしいサービス提供や支援というものについて、そうした事業所を紹介したりとか、いろんなそういうことをやるわけですよ。直接、その方たちがサービスを担うわけではなくて、本来的にそうしたことはやられるということと、包括支援センターの場合、もちろん、そこで相談という意味では、本来、その機能を在宅介護支援センターは果たしているわけですので、包括の一部の相談というものはあると思うんですよ。そして、それが地域包括支援センターと連

携して、その支援をAさんならAさん、BさんならBさんに必要な支援をされるということだろうというふうに思うんですけど、それは、包括の役割をオーバーラップする機能をそもそも持ち合わせているということによってそうになっているだけで、本来的な包括支援センターの果たすべき役割とは、包括支援センターの趣旨のところの用語の定義、基本的方針のところにあるようなものとはちょっと違うのではないかなと私は思うんです。

それで、今、350万円ということと言われましたけれども、これは包括部分に対して、包括の役割を果たしているので350万円出しているということなのか、在宅介護支援センターとして役割を果たしているのを出しているということなのか、その辺の関係はどうなんでしょうか。

○長寿介護課長

先ほどちょっと私が言い間違えましたので、話がちょっとやいてしまったのかなと思うんですけど、350万円出しているのは在宅介護支援センターです。包括は、1千どれだけだったかなと思いますが、ちょっと予算書を見ないと具体的な金額があれですけども、在宅介護支援センターは350万円払っております。相談業務から、実際には虐待のケースやなんかだと、包括や市と連携して訪問活動をしたりだとか、そういったことまで担っていますので、350万円は有益だなというふうに考えております。

○佐藤委員

委託料で出しているんだろうと思いますけど、それは本来の在宅支援センターの活動に対して出しているものだろうと。そうした中において、包括的な機能を果たしていると。その部分について認定をし、何か別の支援をされているのか、その辺がちょっと違うんじゃないかなという気が私はするんですよ、そういう意味合いでとか。ただ、たまたま知立市は市域が狭くて、どの地域もおおむね30分ぐらいで行けるという地の利がある中で、そうしたことも可能になっているので、そういうことかなというふうに思います。人員の配置がそのようになっている、6,000人、場所としては1

カ所だけれども、人員配置は2カ所分しているよと、その機能は十分担えていると、こういう説明であれば、また別の話だけれども、包括のために特別財政支援はしていないわけでしょう。

○長寿介護課長

包括は、委託料で2,452万円、平成27年度予算でも計上してございます。

在宅介護支援センターが包括の役割を担う部分があるのかという御質問に対しては、ありだというふうに思っています。

○佐藤委員

委託料2千何百万円払っていると。これは、在宅介護支援センターに包括の活動をしているということで払っているんですか。それとも、介護保険会計の中ですか、ちょっと見ていないのでわかりませんが、それは包括支援センターに委託料を払っているのか。包括支援センターに払うのは当たり前だけれども、そうじゃなくて、在宅介護支援センターで、在宅介護支援センターとしての委託料を払っているのはわかるんですよ。包括の役割を果たしているということを言われるから、包括の役割にふさわしい支援を、委託料なりを払っているかということをお聞きしているんですよ。

○長寿介護課長

包括に2,450万円の委託料を払って、在宅介護支援センターには、3カ所ありますけれども、それぞれ350万円の委託料を払っております。そういうことでよかったですでしょうか。

○佐藤委員

違います。

○長寿介護課長

包括の業務の一部も担っているというふうに思っています。

○佐藤委員

長引いてもあれなので。

350万円の中に、在宅介護支援センターということで委託料を払っておられると思うんですよ、それは。しかし、その350万円の内訳の中に、包括の役割を果たしているの、この部分については、その役割にふさわしい委託料ですよという

形になっているのか、従来の包括ができる前にもともと在宅支援センターは出発したわけですよ、最初から。それは必要なものだということで、その役割を担うということで、委託料を出してきたわけでしょう。だから、その部分の委託料であって、包括と役割が重なる部分があるにしても、独自に包括の部分としての委託料がこの350万円の中に別で払っているのか、そこの中に位置づけがされて払われているのか、その辺はどうでしょうか。

○長寿介護課長

色分けをして、これは幾ら、あれは幾らというように積算をかけた委託料ではないと思いますけれども、例えば相談業務という面について言えば、在宅介護支援センターであっても、包括であっても、相談内容は同じですよ。だから、そういう面で包括支援センターの業務を在宅介護支援センターが担っているかといえば、イエスということです。ただ、そこについて、それは350万のうち幾ら分なのかと言われると、その区分けはしてはありません。

○佐藤委員

結果として、在宅介護支援センターはもともと相談機能を持ったものでスタートをしているので、それはあるのは当たり前なんだわ。しかしながら、それとは別に、在宅支援センターが必要ですよと、少なくとも中学校区に1カ所だよとか、3,000人から6,000人1カ所だよというような形で国が今まで示してきたし、私どももそうするべきではないかということも言ってきましたけれども、中身だけで、包括だけで見れば、私どもは1カ所だけれども、人間的な基準から見れば、2カ所分の人員基準を配置していますよということで、事が足りていますということによろしいのではないかなというふうに、私自身は率直に言えば思うわけです。たまたま在宅介護支援センターがあるので、そこでもそういう機能を果たして、なおかつ連携しながら、この地域の中では十分対応できますので、改めて1カ所をつくる必要はないという答弁になるんだろうというふうに私は思うんです

よね、率直に言って。ただ、これから高齢者も第1号被保険者もふえてきますので、1号被保険者にかかわらず、地域包括支援センターの果たす役割が、先ほど地方分権一括法の中で地方の役割ということを言われましたけど、そればかりじゃなくて、地方で条例化するという事は、それだけ位置の高いものだという事になったわけですよ。それだけ大切な機能を担うんだよということが位置づけられてくる中で、在宅介護支援センターがあえて条例化を、一括法の分権の中でなったかもしれんけど、そういう位置づけだろうというふうに思うんです。

今後、現在は2人、2人、3人ですかね、そういう配置ですけれども、必要に応じて人員配置をして、漏れのないような対応をぜひ図ってほしいなど。きょう、あすという話じゃなくても、どんどん1号被保険者がふえていくわけですので、ぜひそれは視野に入れながら、必要に応じて充足をさせていくと、こういうことで取り組んでいただきたいなというふうに思いますけど、保険健康部長、どうですか。

○保険健康部長

この基準は当然、1号被保険者の数に基づいて基準を定めているわけですので、佐藤委員が言われるとおり、1号被保険者の数が当然ふえていきますので、包括支援センターの体制につきましては、今後、今合計で7人でございますけれども、8人、9人というふうに、その基準を十分満たす形で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終

わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第14号について挙手により採決します。

議案第14号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第14号 知立市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で市民福祉委員会を閉会します。

閉会 午後2時26分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 27年 8月 7日

知立市議会市民福祉委員会

委員長 稲垣達雄